

委員および一般からのご意見

①委員からの流域委員会の審議に関する意見、指摘(2004/9/29～2004/10/17)

頁	委員名	受取日	内容
2	倉田委員	04/10/16	委員会の課題検討の進め方への反省
3	畠野委員	04/10/14	ダムWGの今後の進め方について（041008版）への意見
4	水山委員	04/10/08	ダムWGの今後の進め方
4	細川委員	04/09/30	再考、余野川ダムの治水効果

②一般からの流域委員会へのご意見、ご指摘(2004/09/29～2004/10/15)

No.	発言者 所属等	受取日	内容
499	宇治・世界遺産を守る会 代表 表世話人 須田稔氏	04/09/29	「塔の島地区の自然景観・歴史的景観の保全し、再生するため に検討を頂くための資料」が寄せられました。 →別紙499-1をご参照下さい。
500	月ヶ瀬憲章の会 浅野隆彦 氏	04/09/29	「河川管理者への要求・2題 不信を増大させている不透明性」 が寄せられました。→別紙500-1をご参照下さい。
501	関西のダムと水道を考える 会 代表 野村東洋夫氏	04/09/30	「異常渇水は下流の流量調整で！」が寄せられました。 →別紙501-1をご参照下さい。
502	佐川克弘氏	04/10/04	「建設中のダムと利水」が寄せられました。 →別紙502-1をご参照下さい。
503	佐川克弘氏	04/10/04	「『近年の少雨傾向』と河川管理者の“説明責任”」が寄せられ ました。→別紙503-1をご参照下さい。
504	近藤ゆり子氏	04/10/04	「意見書－水資源開発促進法に基づいて計画された丹生ダム・川上ダム建設工事を直ちに凍結し、計画を白紙に戻すこ とを緊急提言することを求める－」が寄せられました。 →別紙504-1をご参照下さい。
505	佐川克弘氏	04/10/04	「淀川（下流）利水使用者別・取水実績のご報告」が寄せられ ました。→別紙505-1をご参照下さい。
506	佐川克弘氏	04/10/04	「河川管理者との質疑応答結果のご報告」が寄せられました。 →別紙506-1をご参照下さい。
507	月ヶ瀬憲章の会 浅野隆彦 氏	04/10/06	「『架空データを批判する』＝島ヶ原上流域319m/m引き伸し雨 量の怪＝」が寄せられました。→別紙507-1をご参照下さい。
508	佐川克弘氏	04/10/06	「ダムの審議にお金の心配は無用」が寄せられました。 →別紙508-1をご参照下さい。
509	佐川克弘氏	04/10/06	「利水安全度の低下は一度もなかった！」が寄せられました。 →別紙509-1をご参照下さい。

委員会の課題検討の進め方への反省 －委員の焦燥・諦観発生の克服のために－

過日(10/8)水山委員「ダムWGの今後の進め方」意見に賛成である。それと同時に、先日来の委員間に漂い始めている焦燥・諦観を深く憂い、敢えて、これまでの委員会の課題検討の進め方についての反省を行いたい。

河川整備の基本方針が、これまでの治水・利水に加えて新たに環境(再生・保全)問題をも「目的」として取り組むことになったことは、今更言うまでもない。その根本理由は、人類社会の化学・工学的開発を中心とする近代文明の進展が、自然環境の不可逆的な変化を惹起し始めていることへの反省と、そうした変化の進行に歯止めをかけ、健全な環境系を維持する対応策への取り組みの必要性にある。ところが、環境問題は縦割り学問や縦割り行政では存分に踏み込みえないため、水に関する関係省庁合同の「健全な水環境構築のための計画づくりに向けて」と題するレポートが、平成15年10月に取りまとめられもしている。これを踏まえるならば、淀川水系流域委員会での資料提供も、農林水産省や他省庁関係資料も十分に提供が図られて良かったに違いない。しかし、歯がゆい思いが残る。それはさて置いても、本委員会は先ず「環境問題」への取り組みを最優先させるべきであった。

その具体的手続きとしては、従前の治水・利水目的の河川改修の具体的事例について、それらが環境へのインパクトを与える要素や条件が、どういう点で、どの程度あったのか、なかったのかの総点検することから手がけるべきで、それが洗い出せれば、次に、今後の河川改修のあり方についての改善策の検討を進め易くなるはずである。今、委員間に焦燥や諦観を生じさせている原因は、端的に言えば、環境問題は「後回し」として論外に置いてきたことがある。ダム問題を取り上げるに際しても、ダムに係わる環境問題をこそ優先させるべきであったが、水域の唯一の生物資源循環に係わる環境産業とも言える漁業とダムの関連についての点検を求める意見を毎年1回は提出し続けてきたが、「漁業は環境問題で取り上げるから後回しで、ダム問題の決着後にしてくれ」と、毎回却下され続けてきた。ダム問題が片づかぬので環境問題は論外とし、ダムと治水に関する検討に終始する経過は残念でならない。ダム問題にしても、他の河川改修問題にしても、環境面に対する討議を含めて行えるはずで、むしろそれが必要だと認識があつて、第一討議課題として取り上げることに異を唱える委員はなかつたはずではなかつただろうか。『意見書・2-1頁、河川環境』で、『基礎原案の「河川整備の方針」や「具体的な整備内容」では、当面実施可能な事業に大きな比重を置くあまり、従来型の治水・利水事業の抜本的見直しに至っていない面がある』との指摘は、そのまま現在までの委員会の検討姿勢に当てはまる反省点のように思えてならない。同左の同頁に「流域全体の河川環境・生態系機能の回復や水質環境の統合的管理に向けた取り組みも大きな課題として残っている」との指摘も、そのまま、現在までの委員会に当てはまる様に思え、一部委員の諦観を誘う原因になっているのであろう。

本委員会の課題を今一度考え直すべく、それを図示してみると、次の図のA_{1~4}、B_{1~4}、C_{1~4}の点検にこそあり、環境だけを切り離して説くのではなく、今後の「河川改修及び他

の手段」について如何にあるべきかの提案を求められていると考えたい。その重要な点は、環境・生態系の回復・保全に寄与する「河川改修及び他の手段」という条件でそれを求められていると考えたい。

図. 課題検討図

		目的（目標）		
		治水	利水	環境
河川改修及び他の手段	ダム(頭首工含む)	A ₁	B ₁	C ₁
	河道変更・増減	A ₂	B ₂	C ₂
	堤防補強等	A ₃	B ₃	C ₃
	代替案	A ₄	B ₄	C ₄

畠野委員

04/10/14

ダムWGの今後の進め方について（041008版）への意見

1. 「手順」の表現変更についての疑問

041004版中間報告で述べられていた検討の手順と比較しますと、若干、表現が緩和されたという印象があります。とくに、「ダム建設の中止を勧告」の文字がなくなり、文末が「検討する」とか、「検討する必要がある」となりました。ダムWGは「検討」した結果を委員会へ報告する権限はあっても、「勧告」する権限はないと言う意味でしょうか？その報告をもとに、委員会レベルでさらに検討を経た結果、必要ならば、委員会から河川管理者側へ最終結論として、何らかの「勧告」を出すことは可能なのでしょうか？

2. ダム以外の実行可能な方法（いわゆる代替案を含む）の検討について望みたいこと

時間が切迫していると言われるためか、河川管理者が提示する各方法に対して、委員会からの意見が十分出しきれて居ない場面が多いのではないでしょうか？河川管理者が、簡単に諦めてしまったような説明をしたとしても、委員から見れば、20ないし30年のスパンのなかで、まだまだ何とか努力して、より良い方向に改善して頂きたいことを、この際、黙って見過ごすことは良くないと思います。

たとえば、私として、以下の例について気がかりが解消されません。委員の皆様の良いお知恵をお借りしたいと願っています。

不思議なことに、他のダムでは代替案として挙がっていなかったと認識していますが、余野川ダム代替案資料では森林保水機能案というのが出ています。（第2回余野川ダムWG、資料1-1、P10）

検討結果は「規模の大きい洪水では定量的効果は期待できない」とされ、日本学術会議

からの農林大臣諮問への答申（平成 13 年 11 月）を引用されています。この答申を庶務の手を煩わして入手しましたが、これは、たんなるプレスリリースに過ぎず、論拠とされる学術（または技術）報告の体をなして居ませんでした。また、代替案資料には「猪名川流域は山林が 61% と最も多いが現状以上の増加は困難」という趣旨の記述がありますが、森林の保水機能は面積だけから評価できるものではありません。まったく不十分な検討資料と言わざるを得ないでしょう。

森林の質が保水機能に与える影響について真剣に研究する時期が来ているのではないでしょか？その端緒となる試みはすでにいくつか現われています。

- 例 1. 川上委員提供資料。「人工林への誤解を解く」パンフレット（2001.12.28 提供）
- 例 2. 吉野川流域ビジョン 21 委員会「吉野川可動堰計画に代わる第十堰保全事業案と森林整備事業案の研究報告書」（2004 年 3 月発行）
- 例 3. 「森林保水力 自然林は 5 倍 表流水量を人工林と比較」熊本日日新聞（2004 年 10 月 1 日）

水山委員

04/10/08

ダムWG の今後の進め方

1. 現状で踏み込んだ報告書を作成することは無駄であり、経過報告にとどめるべきと考える。
2. 治水については、ダムを含む総合的判断が必要で、工法も定まらず、用地等を含めて考えると全区間の実行は不可能な堤防補強を結論とすることには反対する。

すべての方法を委員が検討するのは不可能である。その作業を現在行っている結果を待って議論すべきである。なぜ、不十分な検討を急いで行う必要があるのか理解できない。

細川委員

04/09/30

再考、余野川ダムの治水効果

河川整備計画基礎案では、「破堤による被害の回避・軽減を流域全体の目標として、そのための施策を最優先で取り組む。」となっており、流域全体の「破堤による被害の回避・軽減」策のなかで、河道内のハード対策は、堤防強化だけである。堤防強化で回避できない被害は、

流域対応で軽減するのだから、対象とする降雨は、確かに必要ない。あらゆる降雨に対して、常に堤防強化と流域対応で努力を続ければいいのだ。ただ、今検討しているダムは、昭和 46 年の現計画では必要とされ実施されてきたものだ。対象とする降雨がないのに、何を基準に「治水効果のある、なし」を判断すればよいのだろうか。

基礎案では「緊急堤防補強区間の選定」の基準に「既往最大洪水である、昭和 28 年 13 号台風等と同量の雨量が降った場合に想定される、河川の水位および継続時間、流速から判断して破堤の危険性がある区間」として、既往最大洪水を基準に挙げている。これを余野川ダムに当てはめてみると、狭窄部上流で浸水があるが、下流ではダムなし、ダムありどちらでも浸水被害はない。(H16. 9. 22「余野川ダム計画に関する調査検討 追加説明資料」)

河川管理者の説明によれば「あらゆる降雨に対応しなければならない一例として、昭和 46 年の現計画（昭和 28 年 9 月型洪水の 1.8 倍）を使っただけである。」とのこと。現計画では「200 分の一」の目標降雨として想定されていたのだから、提言で言うところの超過洪水には当たらないのかもしれない。既往最大を超える計画規模を新しい河川整備計画が踏襲しているかのような誤解を招くシミュレーションを繰り返すのは、何か工夫をして止めていただきたいが、新しい整備計画では、計画規模であろうが既往最大であろうが、堤防強化と流域対応でやっていけばいいはずだ。

そこで現計画の計画規模の場合、余野川ダムは、どう判断されるのか。H16. 9. 22「余野川ダム計画に関する調査検討 追加説明資料」によると昭和 28 年 9 月型 1.8 倍の場合、ダムなしの被害想定は 42,614 億円。ダムありの場合 34,518 億円で、8,096 億円の被害軽減効果があると言う。しかし逆に言えば、ダムがあっても 34,518 億円の被害があるとも言える。つまりダムを作っても被害は解消しないので、堤防強化と流域対応でさらなる対策が必要なのだ。被害の想定は、川西池田地区で越水。小戸、分派点下流の破堤に拠るものだが、水位比較図によれば、小戸、分派点、戸の内で、ハイウォーターレベルを超える。(H16. 8. 19「余野川ダムの効果について」より) もし、ハイウォーターレベルを超えても破堤しないような堤防強化ができれば、堤防強化だけで浸水被害の解消は可能ということだ。それを踏まえて、選択肢は「堤防強化+流域対応」「余野川ダム+堤防強化+流域対応」に絞って考えればよい。

浸水被害が始まる昭和 28 年 9 月型 1.5 倍の場合も、同様に判断できる。堤防強化により浸水被害の回避をめざすしかない規模の降雨の場合、単独で被害を解消できないダムをさらに建設するのは、無駄だと私は考える。

2004年9月29日

淀川水系流域委員会 様

宇治・世界遺産を守る会
代表世話人 須田稔

宇治川塔の島地区の自然景観・歴史的景観を保全し、再生するために検討をいただくための資料を送付いたします。

宇治川の自然景観・歴史的景観をとりもどし、子どもたちが水遊びできる宇治川を取り戻すことが願いです。

宇治川は天ヶ瀬ダム建設（1964（昭和39）年完成）によって大きく変貌したが、現在進行中の天ヶ瀬ダム再開発・1,500トン放流計画関連工事によって、それ以上の破壊が進行しています。世界遺産を生み出した宇治川の景勝、世界遺産と一体となった宇治川の歴史的景観を保全し後世に残すことは私たちの責務です。宇治川の景観をとりもどし、子どもたちが水遊びできる宇治川を取り戻すことが願いです。

1.宇治川はどう変わってきたか。

天ヶ瀬ダム再開発・1500トン／秒放流計画の関連工事による変化。

A. 塔の島、橋島東半分の掘削工事による変化

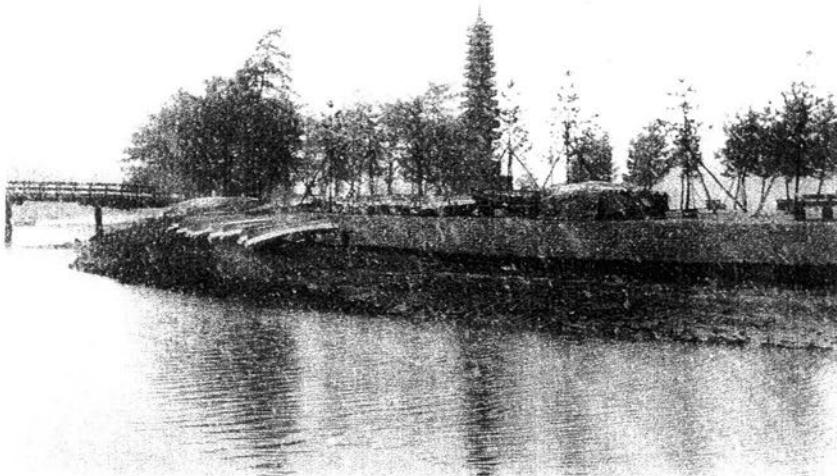


昭和40年頃の宇治川・塔の島周辺。砂洲があり人々が河原に下りて遊んでいる。

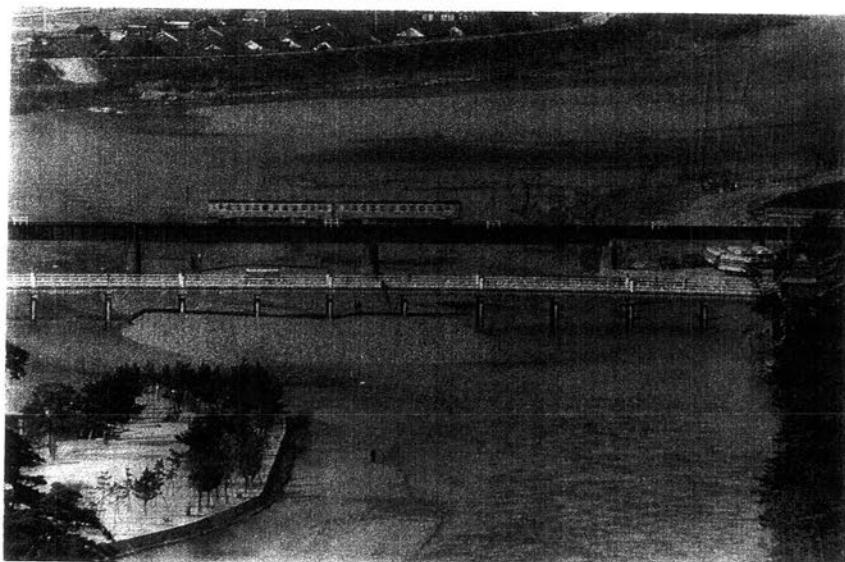


平成元年頃の宇治川・塔の島周辺。塔の島と橋島の東半分が削減され、護岸は直線化し、45度の傾斜

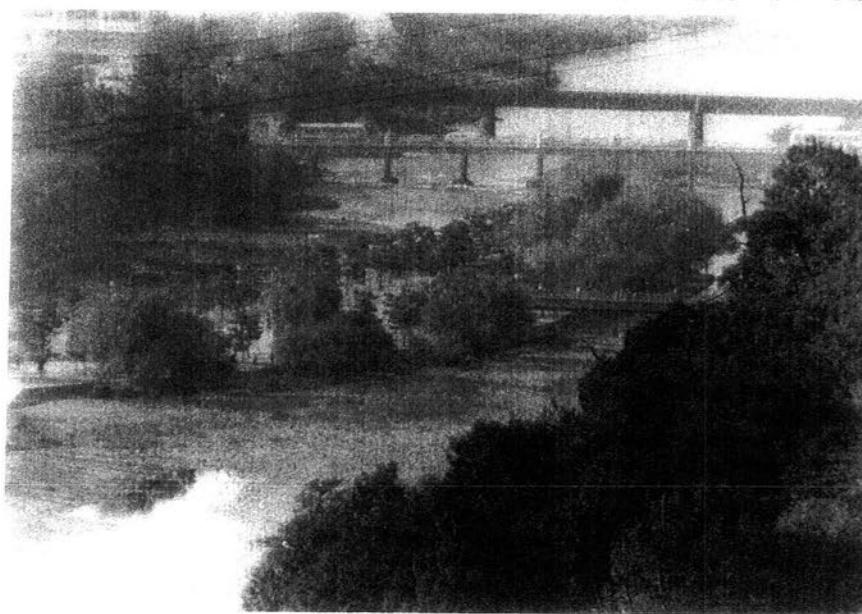
面となった。砂州はなくなっている。



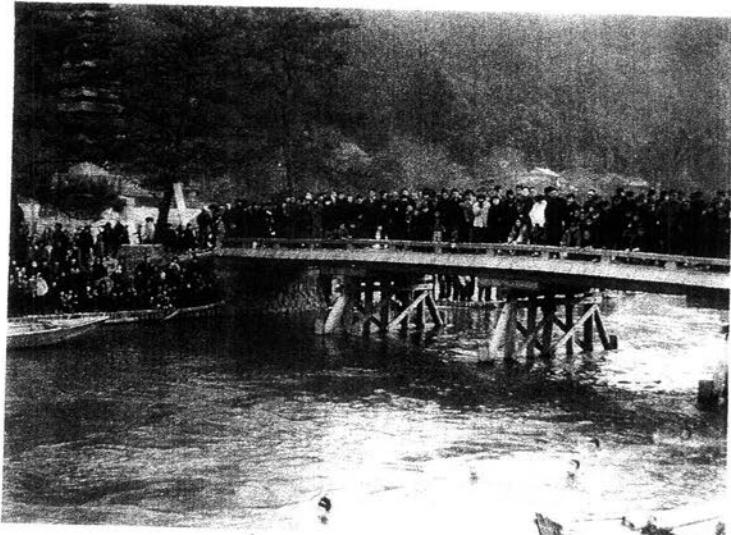
昭和30年代後半の塔の川



昭和41年1月 宇治川(宇治市) 掘削前の橋島、宇治橋の下にも砂洲が発達している。



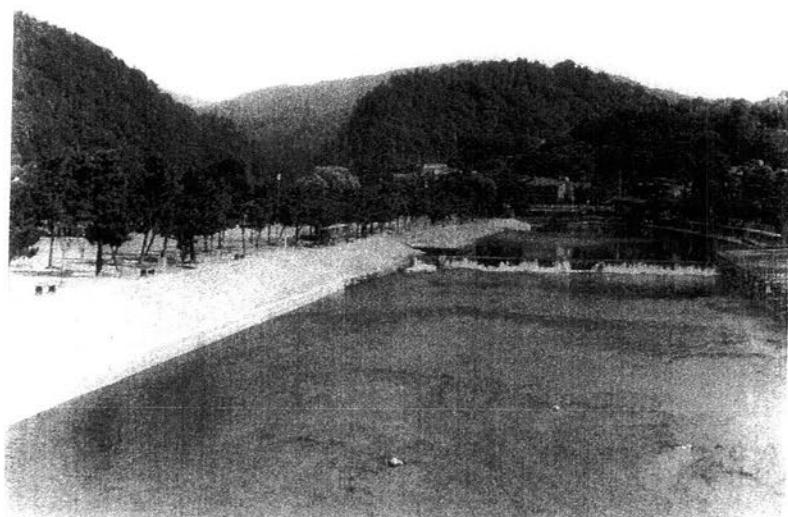
昭和53年8月掘削前の橋島 (宇治市)



昭和31年 塔の川の寒中水泳（宇治市）。塔の川では昭和29年水泳学園がはじまった。

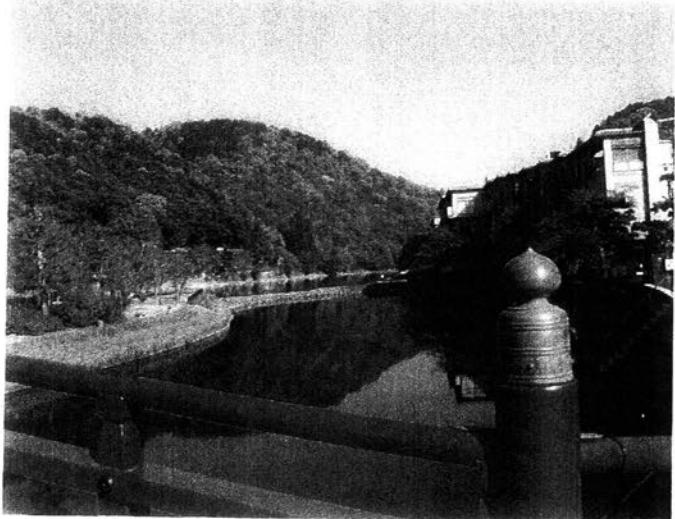


平成元年 塔の川のボート遊び(宇治市)



昭和53年8月、塔の川の「どんど」が中ほどにある。左岸に花火観賞席をつくるパイプ組がある。

B. 塔の川の締切堤設置による変化。



喜撰橋から上流の塔の川締切堤をのぞむ

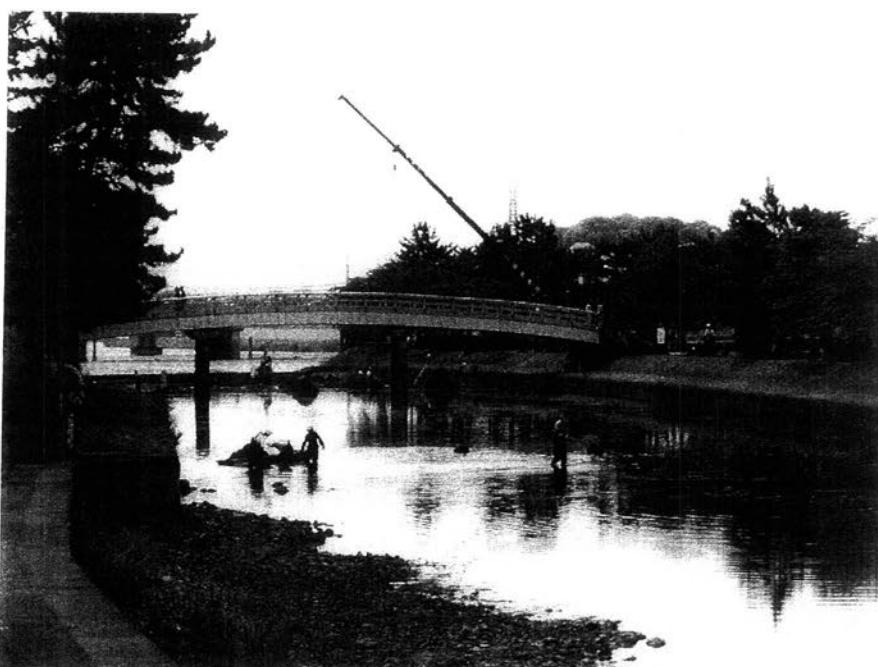
塔の川と宇治川を道路のように寸断する締切堤。2000(平成12)年建設。工事費用2億円。導水管から毎秒3トンの流入水では、塔の川は藻が異常繁殖して悪臭も発生。撤去せよとの声も上がっている。



締切堤 建設費用2億円



締切堤



塔の川、繁茂した藻の撤去作業、年2回費用約500万円。

C、天ヶ瀬吊橋から塔の川への導水管敷設工事による変化。



導水管で旅館の窓際の眺めは台無しに。

天ヶ瀬吊り橋から塔の川まで道路のように宇治川左岸を埋め立てた導水管敷設工事。工事費用は12億円。



導水管敷設と道路拡幅で白川浜はコンクリートの下に。

導水敷設と天ヶ瀬ダム大トンネル工事用の道路拡幅工事（2002、3（平成14、15）年、約3億円）のために様変わりした白川浜。



白川浜周辺、導水管敷設でコンクリートの下に。

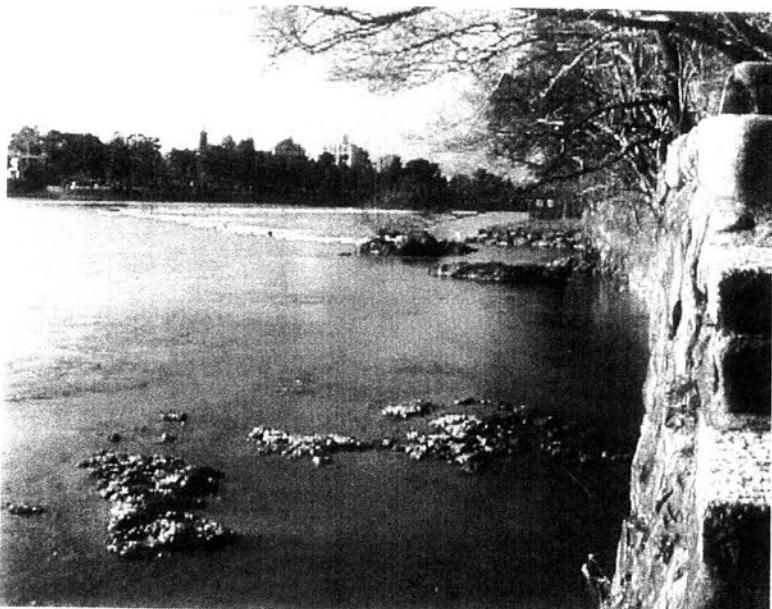


昭和59年11月17日、渴水の宇治川 白川浜上流付近

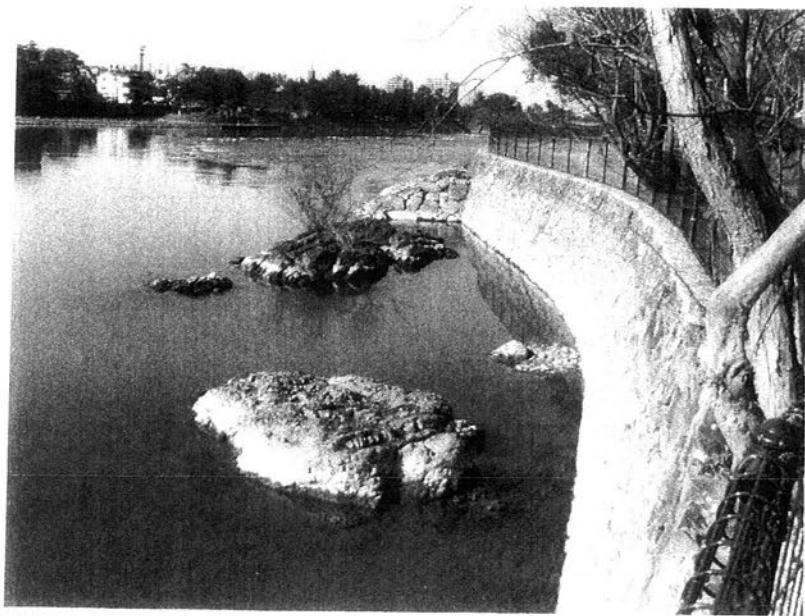
C、亀石周辺 宇治山田地区護岸工事による変化。

平成13年、宇治川を埋め立てた宇治山田地区護岸工事（3億円）。宇治川の清流の中にあった亀石は埋め立てによって水が滞留し、ドブの中の亀石となった。汚水が流れ込み悪臭がする。亀石周辺は石とコンクリートで固められた。





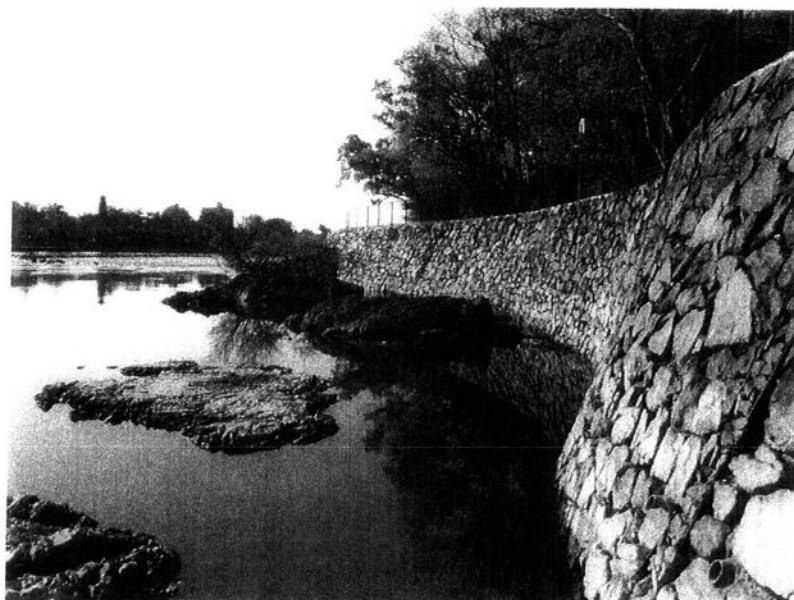
護岸工事前の亀石



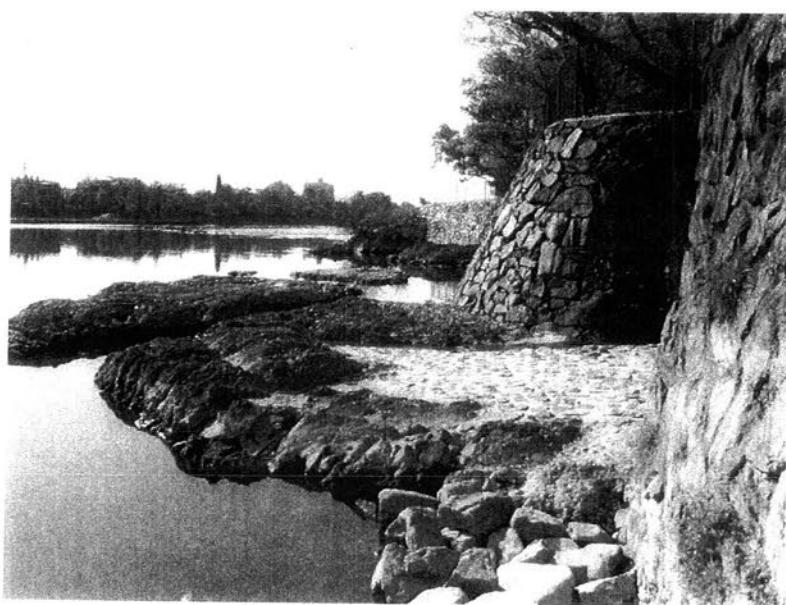
護岸工事によってどぶの中となった亀石



護岸工事前の亀石周辺



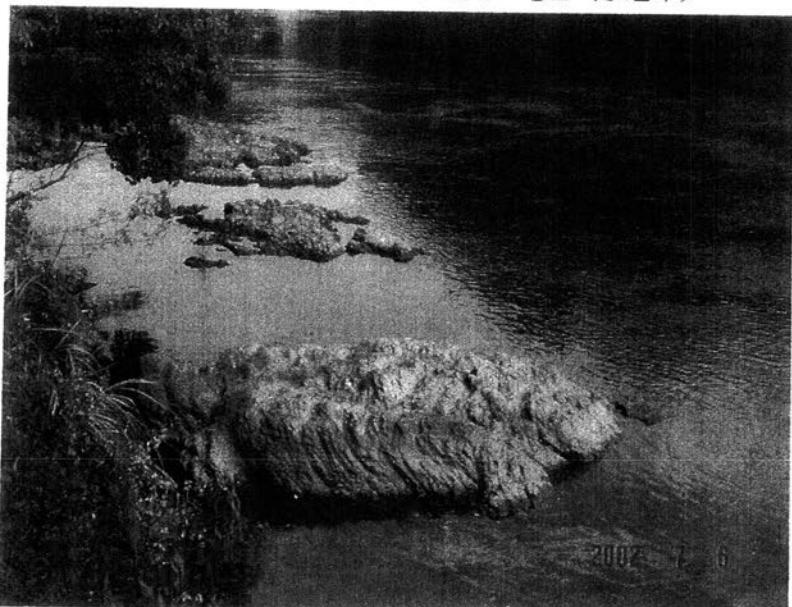
護岸工事後の亀石 手前の岩は工事で削られている。



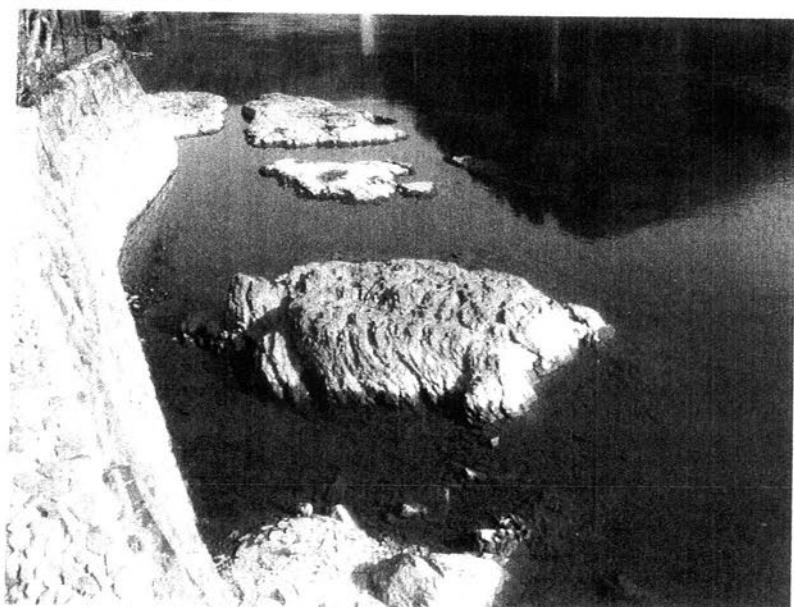
護岸工事後の亀石周辺 コンクリートで固められた



昭和59年11月17日 渴水の宇治川 亀石（宇治市）



護岸工事前の亀石

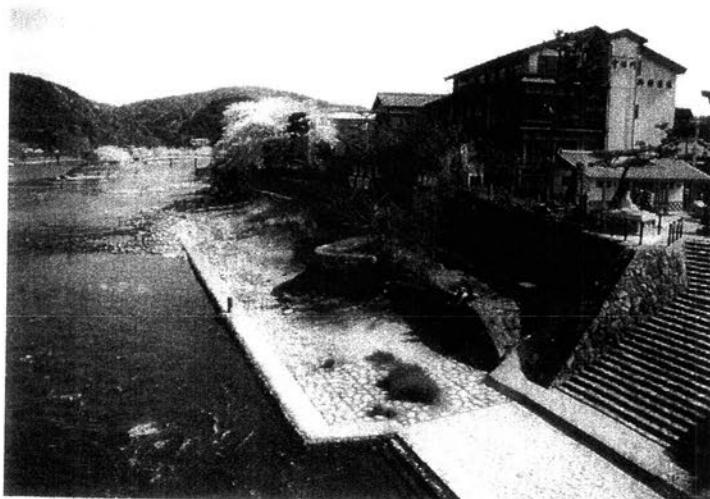


護岸工事後の亀石



護岸工事前の亀石周辺

D、宇治橋左岸上流の宇治川埋め立て工事による変化。



宇治橋左岸上流、何のために昔の岸から大きく宇治川を埋め立てたのか、塔の川床止工事（平成4年）。
ナカセコカワニナ主要生息地も台無しに？
この上流に係船施設設置計画がある。係船施設建設は地元町内会の反対で工事がストップしている。



宇治川を埋め立てた塔の川床止め工事場所から宇治橋を見る

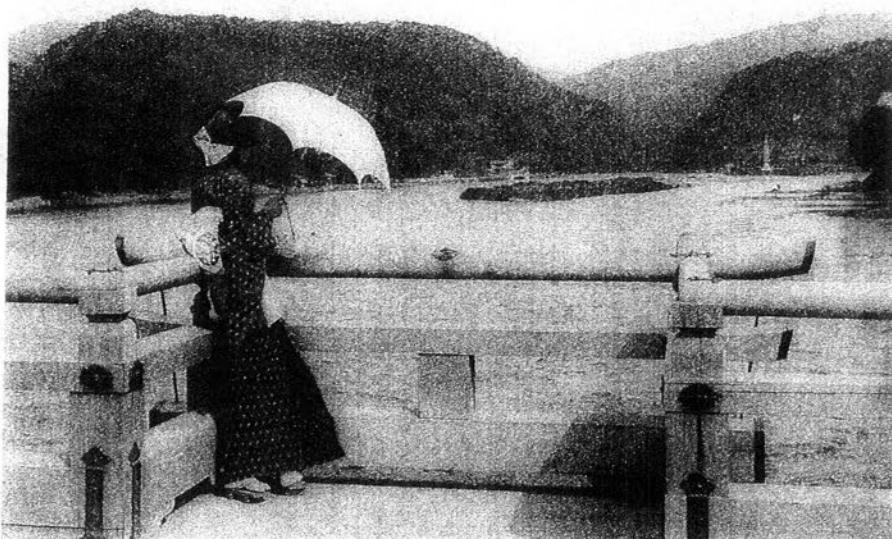


昭和35年頃の宇治橋（宇治市）



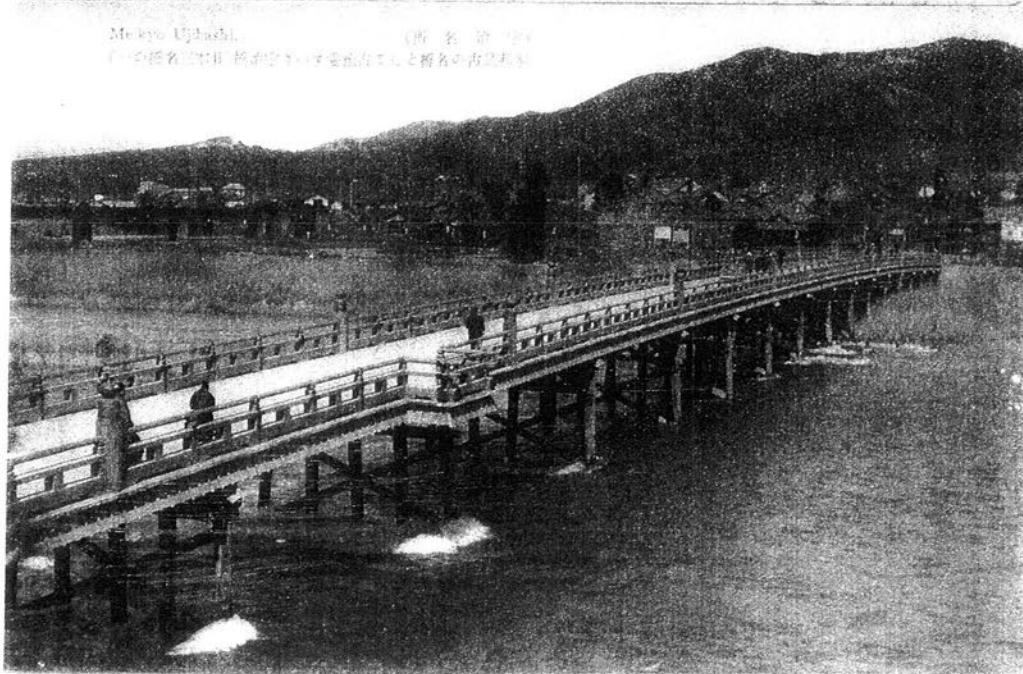
昭和35年頃の宇治橋 国鉄奈良線の鉄橋から（宇治市）

明治、大正、昭和初期の宇治川（宇治市歴史資料館所蔵の絵葉書から）

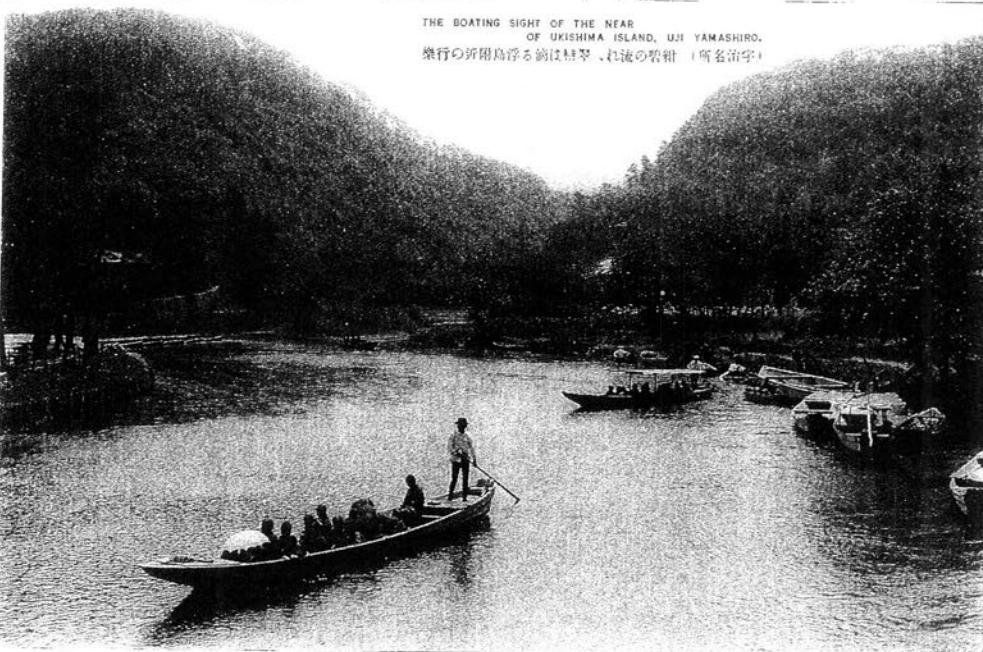


む望を景縫川治字号よ聞の三橋治宇

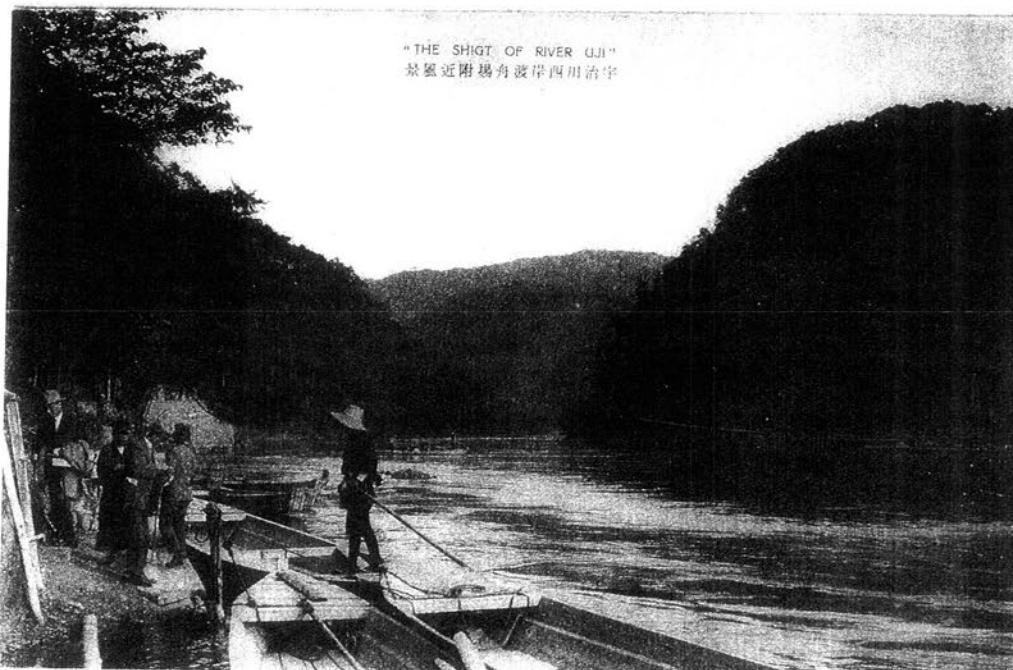
宇治橋三の間から上流を見る



宇治橋



塔の川で舟遊び



亀石付近の渡し船



亀石付近



「The view of the River Uji」(1900) by Kiyoshi Saito

- | | | |
|---------------------------------------|--------------|-----------|
| A、塔の島、橋島の東半分を掘削 | | |
| B、塔の川締切堤の設置 | 2000年（平成12年） | |
| C、天ヶ瀬吊り橋から塔の川へ導水管敷設と大トンネル工事のための道路拡幅工事 | | 平成12年、13年 |
| D、亀石周辺・宇治山田地区の護岸 | 平成13年 | |
| E、宇治橋左岸上流の舟係留場工事 | 平成4年 | |

■ 塔の島地区関連工事に要した費用（国土交通省近畿地方整備局の回答）

護岸工 約47億円、橋梁工 約26億円、導水路工 約12億円、用地補償その他 約6億円
合計 約91億円

個別 塔の川締切堤設置 約2億円、宇治山田護岸工事 約3億円、藻対策 約5百万円／年間。

●天ヶ瀬ダム大トンネル 330億円（当初計画）

宇治の生命線 母なる川 宇治川

宇治市史全6巻があります。日本史学の林屋辰三郎教授と地理学の藤岡謙二郎教授の両氏が編集責任者となり宇治市長が発行者です。昭和53年（1978年）2月15日発行の第4巻「近代の歴史と景観」の「結章 未来への展望」で次のように書かれています。

「宇治の生命線とは一体何かというならば、一貫して宇治川のながれのなかに宿されていたといえるであろう。」

「宇治市の未来は、開発に名を藉りた破壊から宇治川をいかに防衛し、その両岸に生み出された文化をいかに活用していくかにかかっていよう。それを大前提としてはじめて未来都市を論ずることができる。」

宇治川は宇治市民のシンボル景観

「世界遺産の平等院および宇治上神社とその間を流れる宇治川流域一帯の景観をとくに宇治市民のシンボルとして位置づけます。このシンボル景観を背景も含めて保全し、後世に引き継いでゆくことを、市民ならびに事業者および公共機関の務めとします」（2003年2月、宇治市都市景観審議会（広原盛明会長）答申）。

宇治市は、2003年3月（平成15年）、宇治市都市景観形成基本計画で平等院・宇治上神社とその間を流れる宇治川流域一体の景観を、宇治市民のシンボルと位置付けました。また都市計画マスタープランにおいてもシンボル景観と位置付けました。

宇治市はすべてが美しくなければならない

「宇治市は、世界遺産を含む歴史的建造物群と宇治川を中心とする自然景観に恵まれた比類なき美しい都市です。宇治市はまた、美しくあることを世界から求められている文化都市でもあります。したがいまして、宇治市の都市計画・まちづくりは、この美しさを継承し創造してゆくことを最高理念として構築され、追求されなければならないでしょう。都市景観の形成は、すなわち都市を美的側面から創造する行為です。そこには市民一人一人の高い美意識とまちづくり参加に支えられた、市当局の搖るぎない都市計画・環境・建築・文化行政が求められます。このような観点から、今後、本計画の実施にあたっては、審議会での意見や審議経過を十分に反映し、市民主体で着実に行われるよう要望します。なお、付帯意見として、宇治市の都市景観の心臓部ともいべき宇治橋周辺地域一帯につきましては、都市計画法及び関連法制を適用される中適切に景観形成をはかられるよう申し添えます。」（宇治市都市景観形成基本計画について（答申） 宇治市都市計画審議会 会長 広原盛明 の答申の前文から）

以上

04.9.29

《河川管理者への要求・2題》

=不信を増大させている不透明性=

月ヶ瀬憲章の会 浅野 隆彦

河川管理者に対し、2つ申し上げたい。

木津川上流の治水を考える時、その検討の前提たる「現況における岩倉峡の疎通量」を、責任ある数値として明白にせず、50年も前の島ヶ原地点観測値などからの推定により、岩倉水位観測所地点で $2,940 \text{ m}^3/\text{s}$ とし、今だに実証的調査もせず、古臭い数値にコダワルのはイカゲンに止めて頂きたい。

9月15日付「意見書No.492」に於て指摘したように、河川事務所が平成5年作成の「観測流量表」でも、水位10.50m、即ち計画高水位 E.L136.59mに於て、 $3,630.61 \text{ m}^3/\text{s}$ の流量と出ています。これは、既往最大洪水である(5313洪水)の流出に対応する計画高水量 $3,532 \text{ m}^3/\text{s}$ を上回ります。即ち、狭穿部上流に対する現目標からすれば、「上野遊水地さえ要らなかつたではないか。あとは堤防の整備を充実したり、様々の流域対応をしてゆけば、少々の超過洪水に対しても、被害の軽減という成果は確実に為せる。・・・」との意見も成立するところであります。

ここは速やかに、根拠のある「現況における岩倉峡の疎通量」を示し、上野遊水地の最も効果的な働きを検討した上での設定と合せると、既往最大(5313洪水)の流出量に対し、何倍の規模まで氾濫なしていけるか、という「判りやすい形」で示して頂きたい。又、その検討では、合流部付近の河川堤防における余裕高さを確保し、破堤による氾濫を防ぐ為にも、越流堤の高さは、E.L136.2m平均とするべし、とする私の論も、十分考慮して欲しいと思っています。

次は、川上ダム建設予定地周辺の「付替県道・付替町道」の問題です。これらは、その計画図を見ると、ダム本体と原石山、残土捨て場、採石加工プラントなどの連絡が密接な、事実上の工事用道路であります。これは、8月4日付「意見書No.470」で指摘し、委員会の「基礎原案に対する意見書」にも苦言を呈したばかりですが、よくよく調査すると、この付替町道たるや、どこにも水没する事で付替えを必要とするものが見当らない。「兼用」と言ったりもしているが、完全に「工事用専用道路」であります。

そして、この付替町道ができるのであれば、「付替県道青山・美杉線」は全く無用であり、「無駄金使い」と言えます。国道等へも、町道経由の方が短距離です。

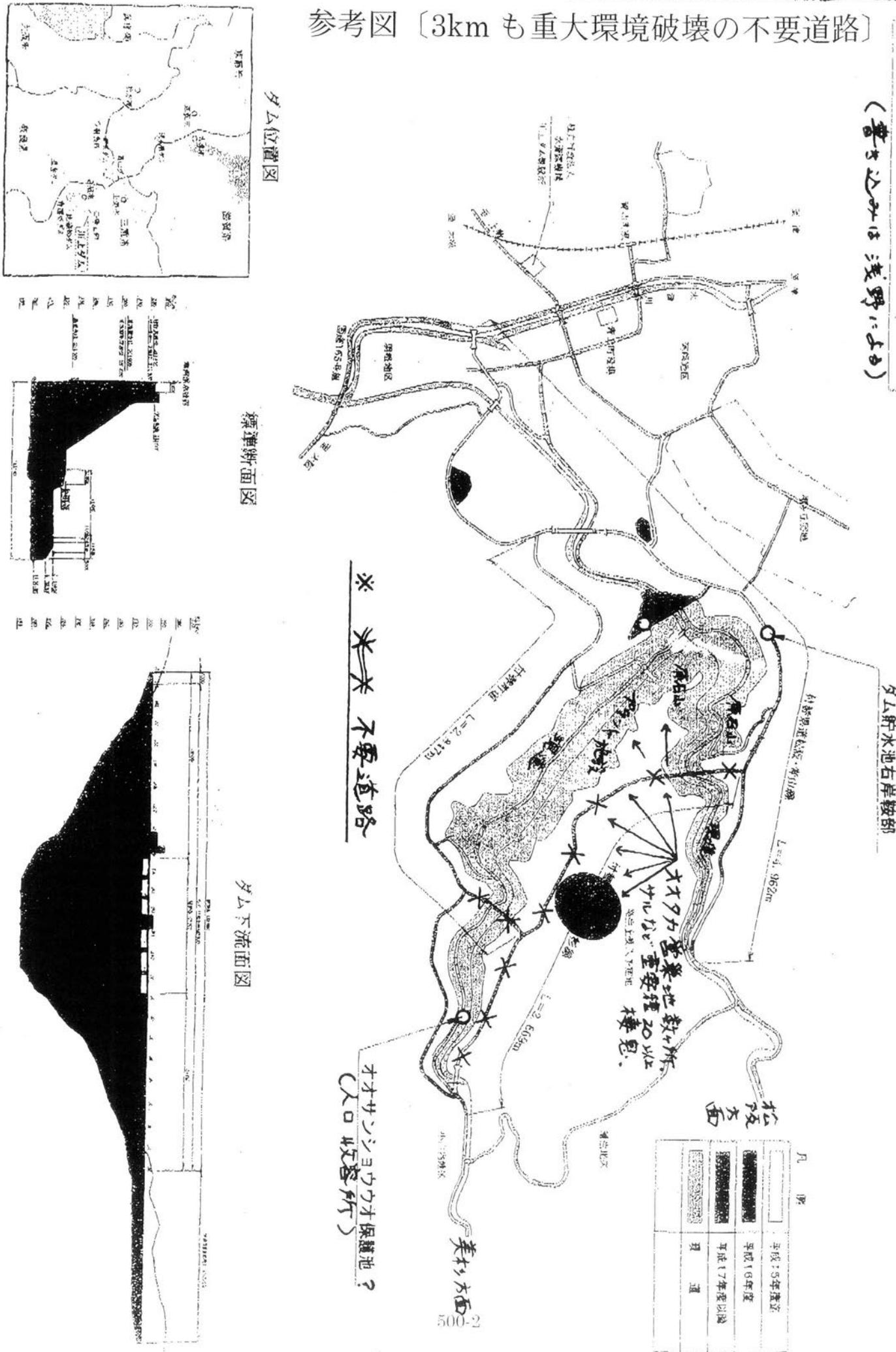
最も重要な事は、「付替県道青山・美杉線」が、この地域最大の「生物宝庫の地」を縦断するルートに計画されていることであります。希少種オオタカ数番いの営巣をはじめ、猛禽類数種の営巣や、サルその他の重要種20種類ほどの棲息が認められている、前深瀬川と川上川に限られた人間の立入りが少ない地域であるが、この場所であるのに、何故この様な「無駄な、環境無視」のルートを選定したのであるか、やはり基本的に、ダム事業者は「環境」を厄介者と見ておられるのでしょうか。

この「付替県道青山・美杉線」は、計画から完全に外して貰いたいと要求いたします。

平成16年度川上ダム施工概要図

(普吉达摩拉 漢野上)

参考図 [3km も重大環境破壊の不要道路]



淀川水系流域委員会殿

異常渇水は下流の「流量調整」で！

平成16年9月29日

「関西のダムと水道を考える会」

(代表) 野村東洋夫

[要旨]

河川管理者は10年確率を越える異常渇水について、丹生ダムなどからのダム補給の必要性を強調するが、これは下策であり、淀川水系の渇水に滋賀県だけで対応するのではなく、関係府県の協力のもと、淀川下流部の流量調整で対応するのが上策である。

貴委員会はこの際河川管理者に対して、取水制限や維持流量カットのこれまでの慣行の見直しと、それに基づく新たなシミュレーションの提示を求めるべきである。

○○ ○○ ○○ ○○

1) 生物より人間が優先 → 先ず維持流量のカットを

通常渇水と異なり、異常渇水における利水は次の優先順位とすべきことは自明と思われます。 1、上水 2、農水・工水・発電 3、河川維持水

従って異常渇水時の流量調整においては、上水などの取水制限よりも先ず維持流量のカットから行うべきであり、しかも淀川下流においてはこの流量が「確保流量」(後述) のほぼ半分を占めているから尚更です。

2) 滋賀県の渇水シミュレーション

既往最大の渇水とされるS14年～16年の渇水について、今年滋賀県がシミュレーションを行っています(→資料1)。これの概要は次の通りです。

“この年の降雨や河川流量などの水文条件を近年の水需要に当て嵌めた場合、1.33億m³の水量が不足する。即ち、最近の4つの渇水年(H6、7、12、14年)における淀川下流部での実績取水量を基に、三川合流点直下流の高浜地点(大阪府島本町)において確保すべき流量(確保流量・高浜流量)を定め、S14年～16年の水文条件をこれに当て嵌めた場合のシミュレーションを行った。その結果は〔資料1〕の点線グラフ(=「ダム補給なし」)で表されているが、12月、1月において利用低水位(BSL-150cm)を若干下回るものとなった。琵琶湖水位を「利用低水位」よりも下げないためには(実践グラフ)、S14年10月に0.12億m³、S14年12月から翌年2月に掛けての時期に1.21億m³、合計1.33億m³の水量を琵琶湖に補給する必要があり、このために丹生ダム・大戸川ダムが必要”

しかしこのシミュレーションには大きな問題が内包されていました。それは私達が貴委員

会への意見書「不合理極まりない滋賀県渇水シミュレーション」で指摘した「淀川維持流量」です。即ちこのシミュレーションにおいては、大川 60m³/s、神崎川 10m³/s、合計 70m³/s の淀川維持流量について全く手を付けず、100年に一度の異常渇水時にもいつも通りに流すことを前提条件としていたのです。これが余りにも非現実的であることは申すまでもありません。

3) 近畿地方整備局のシミュレーション

[資料2] のグラフをご覧下さい。これもご記憶かと思いますが、H14年2月の委員会において、当時の水野調査官がパワーポイントを使って“壊滅的な渇水被害”を強調されたあのグラフです（出典：近畿地方整備局「淀川水系 利水の現状と課題」p.7-16 上段）。これもS14～16年渇水を対象にしたもので、滋賀県のものに比べてS14年7月・8月の水位低下が激しいのもとなっていますが、この年の秋から翌年1月に掛けての時期に、湖水位が利用低水位を割り込んでいることは同じで、“12月初めには-164cmに達するから、これを-150cmに抑えるためには丹生ダムなどから約9100万m³の補給が必要”としたのです。

4) 流量調整（取水制限と維持流量カット）

これら2つのシミュレーションでは、流量調整はどのようにになっていたのでしょうか？先ず滋賀県の方ですが、淀川維持流量については前述のようにノーカットです。取水制限については特に明記されていませんが、例の4つの渇水年の実績取水量に微調整を加えたものを採用していますので、一応、従来の“慣行基準”（後述）に従ったものと言えるでしょう。

近畿地方整備局のシミュレーションについては、[資料2] のグラフの中に“水利用の調整を行った場合”との但し書きがありますから、この元資料（「淀川水系 利水の現状と課題」）の文脈からして、取水制限・維持流量カット共に“慣行基準”に従ったものと思われます。因みに“慣行基準”は次の通りと推測されます。

(琵琶湖水位)	(取水制限)	(維持流量カット)
BSL-90～105cm	10%	10%
-105～-120cm	15%	15%
-120～-135cm	20%	20%
-135～-150cm	30%	30%

H6年の異常渇水の際も、ほぼこの基準に従って流量調整が行われたことが[資料3][資料4]からも見て取れます。

しかし「果たしてこれで良いのだろうか、もっと早い時点から調整を開始すべきではないか」と私達は考えるのですが、整備局にも同様の考えがあると見え、今年7月6日の新聞報道によれば（→資料5）、従来は琵琶湖水位が-90cmに低下して初めて持たれた「渇

水対策会議」を、通常時の利水調整をも行う機関として常設する模様です。

5) 私達のシミュレーション

滋賀県のシミュレーションに対して私達が提示した試案が【資料6】のグラフです（×—×表示のもの）（【資料7】はバックデータ）。その特徴は、滋賀県のものが淀川維持流量据え置きだったのに対して、これの一部カットを早い時期から導入していることです。即ち、H6年大渇水の際に最大35m³/sのカットが行われたにも拘らず、その影響が軽微であったと考えられることから（→資料8）、（しかも【資料8】の新聞記事で塩害の出た「大阪臨海工水」の取水場は近い将来、大阪市の配水場に転換し、取水を取り止める予定）、琵琶湖水位が-45cmに低下した時点でカットに入るとしたものです。但し初めのカット量は10m³/sに抑え、その後も15m³/s、20m³/sと段階的に増やしますが、20m³/s以上にはしません。その結果はご覧の通りで、滋賀県のグラフに比べ、約30cmも水位が上がり、効果抜群です。最近言われ出したことに、丹生ダムに9500万m³程度の水を渇水用に貯めるというものがありますが、その効果は僅かに14cmでしかなく、これに比べて上記の流量調整では2倍の効果があることになります。

6) 河川管理者に新たなシミュレーションの作成要請を！

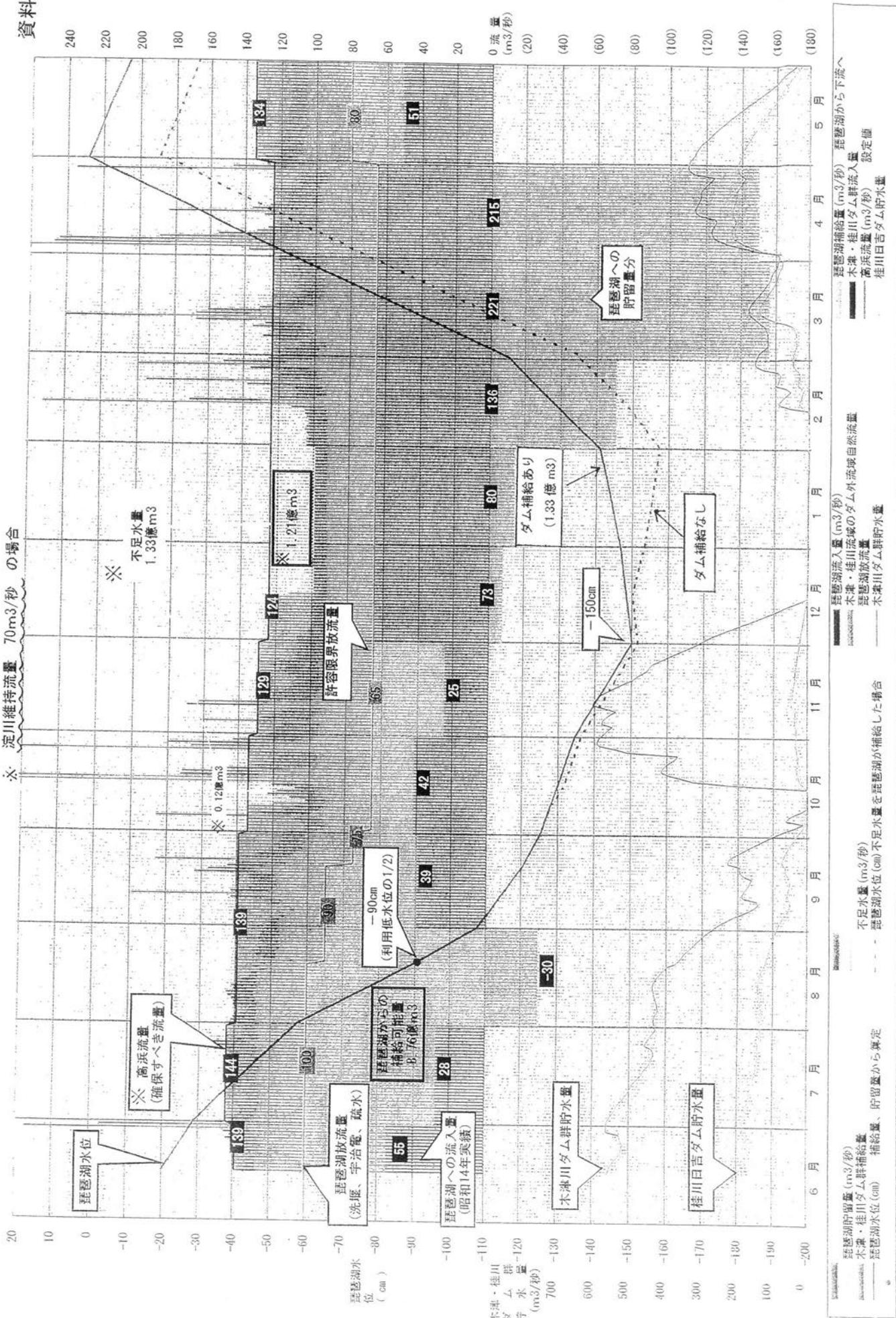
以上のように、異常渇水にはダムよりも下流部の流量調整が遙かに有効であることは容易に推測されます。残された問題は湖水位のどの時点で、取水制限・維持流量カットのいずれをどれだけ行うかです。これについては河川管理者が、これまでの知見と利水状況を勘案して、湖水位が-90cmを切ってからとする従来の流量調整“慣行基準”に捉われることなく、新たな視点でのシミュレーションを作成し、ダムの代替案として委員会に提示するよう、この際、貴委員会から河川管理者に強く要請すべきです。

思えば全国には10年に1回の渇水への対応も不十分な地域が少なくない中で、淀川水系が100年確率の渇水を問題にし、そのために全国民の負担の下で新たな巨大ダムを造ろうとは、不遜も甚だしいと言わざるを得ません。私達はこの際、あのH6年大渇水においてもこの淀川水系において断水が皆無であったことや（→「淀川水系平成6年渇水記録」（水資源開発公団））、私達が福岡市や松山市とは比較にならない恵まれた利水環境にあることを今一度想起すべきであり、今後の異常渇水については、一人滋賀県や琵琶湖にのみ負担を求めるのではなく、下流の大阪府・京都府・兵庫県も一体となった協力体制をこの際しっかりと構築することこそが、この水系に住む者の歴史的な課題と言えます。従ってこの問題をこの際十分に審議し、河川管理者に適切な対応を要請することこそが、貴委員会の大きな使命ではないでしょうか？

（以上）

琵琶湖利水管理操作表 昭和14年度(1939年度)

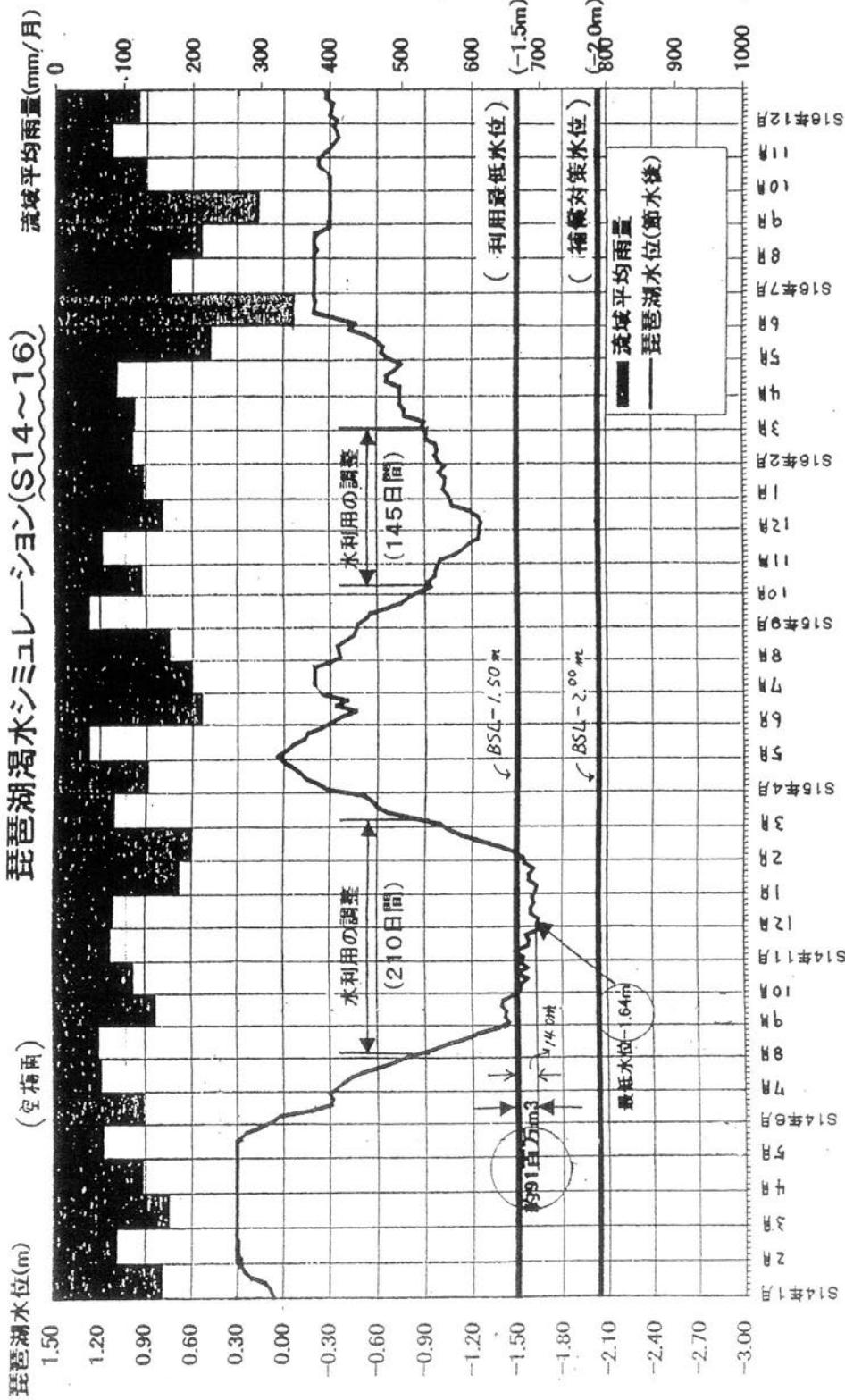
資料 1



3. 壊滅的な渇水被害対応の施設整備(貯水容量の確保)

出典：「淀川水系 利水の現状と課題」(近畿地方整備局)

現時点の水利利用で、水利利用の調整を行った場合の琵琶湖の状況



資料3

表-3.2.1 琵琶湖の水象関係記録 (1/5)

平成6年(6月)

日	湖水位 (cm)	総流出量 (m³/s)	高浜流量 (m³/s)	雨量 (mm)	備考
1	5	198	243	0.0	
2	3	197	245	0.0	
3	1	197	241	0.0	
4	-1	197	236	0.0	
5	-4	197	223	0.0	
6	-5	197	231	0.0	
7	-8	196	234	0.0	
8	-10	196	240	11.7	近畿地方梅雨入り
9	-11	196	272	0.9	
10	-11	195	252	0.0	
11	-13	175	229	0.0	
12	-15	174	223	9.3	
13	-15	175	251	27.1	
14	-13	215	346	0.1	
15	-13	244	327	0.0	
16	-15	244	278	0.0	10月15日まで洪水期
17	-17	194	231	0.0	
18	-19	155	212	29.5	
19	-17	155	361	6.4	
20	-14	155	393	16.8	
21	-14	196	338	1.1	
22	-14	196	279	0.0	
23	-16	195	269	2.9	
24	-16	195	253	2.3	
25	-17	125	191	0.0	
26	-18	126	182	0.1	
27	-19	125	169	9.4	
28	-19	96	182	0.5	
29	-19	96	169	0.0	
30	-19	96	159	0.6	
計	-	5,298	7,459	118.7	-
平均	-12	177	249	-	-
※	6時値	6時値	日平均	流域平均	-

資料: 建設省

表-3.2.1 琵琶湖の水象関係記録 (2/5)

平成6年(7月)

日	湖水位 (cm)	総流出量 (m³/s)	高浜流量 (m³/s)	雨量 (mm)	備考
1	-19	96	160	0.1	
2	-20	105	156	0.0	
3	-21	106	151	0.1	
4	-22	105	152	0.0	
5	-23	115	157	0.0	
6	-24	110	153	0.0	
7	-25	109	172	10.5	
8	-24	109	237	4.7	
9	-25	94	281	0.0	
10	-26	93	203	0.2	近畿地方梅雨明け
11	-26	93	168	0.0	
12	-28	89	152	0.0	
13	-29	88	140	0.0	
14	-30	91	144	0.1	
15	-31	104	150	0.0	
16	-33	109	149	0.0	
17	-35	108	146	0.0	
18	-36	109	145	0.0	
19	-38	114	148	0.0	
20	-40	118	151	0.0	
21	-41	118	149	0.0	
22	-43	118	149	0.0	
23	-45	118	148	0.2	
24	-47	117	147	2.3	
25	-49	117	150	0.5	
26	-50	115	157	0.0	
27	-52	111	150	0.0	
28	-54	103	138	0.0	
29	-56	112	145	1.5	
30	-57	120	149	3.7	
31	-59	120	149	0.0	
計	-	3,334	4,946	23.9	-
平均	-36	108	160	-	-
※	6時値	6時値	日平均	流域平均	-

表-3.2.1 琵琶湖の水象関係記録 (3/5)

平成6年(8月)

日	湖水位 (cm)	総流出量 (m³/s)	高浜流量 (m³/s)	雨量 (mm)	備考
1	-61	119	146	0.0	
2	-63	113	142	0.2	
3	-64	118	147	0.0	
4	-66	123	149	0.1	
5	-68	122	144	0.0	
6	-70	118	143	0.0	
7	-72	118	141	0.0	
8	-74	117	138	0.0	
9	-76	116	139	1.5	
10	-77	116	138	3.8	
11	-80	115	137	5.0	
12	-82	115	140	6.8	
13	-84	106	149	9.6	
14	-85	100	155	0.0	
15	-86	99	134	0.0	
16	-88	99	125	0.0	
17	-89	104	126	0.2	
18	-91	104	129	0.3	
19	-93	103	130	1.8	
20	-95	98	152	2.2	
21	-97	92	136	31.2	
22	-94	93	172	1.2	第1次取水制限(10%)開始
23	-94	79	148	0.1	
24	-95	73	123	0.0	
25	-96	83	124	0.0	
26	-98	83	120	0.0	
27	-99	83	123	0.4	
28	-101	87	121	0.0	
29	-102	87	121	0.0	
30	-103	86	125	0.7	
31	-104	85	124	0.1	
計	-	3,154	4,241	65.2	-
平均	-85	102	137	-	-
※	6時値	6時値	日平均	流域平均	-

表-3.2.1 琵琶湖の水象関係記録 (4/5)

平成6年(9月)

日	湖水位 (cm)	総流出量 (m³/s)	高浜流量 (m³/s)	雨量 (mm)	備考
1	-106	85	122	0.3	
2	-107	85	121	4.7	
3	-108	74	113	0.0	
4	-109	73	109	0.0	第2次取水制限(中・下流15%、上流8%)開始(3日)
5	-111	73	109	0.1	
6	-112	74	109	2.0	
7	-113	76	113	0.7	
8	-114	74	114	2.0	
9	-114	72	111	0.0	琵琶湖疎水でポンプ運転開始
10	-116	64	-	0.0	第3次取水制限(中・下流20%、上流10%)開始(10日)
11	-117	64	-	1.1	
12	-119	64	102	0.0	
13	-121	64	98	0.0	
14	-121	63	100	0.0	
15	-123	64	101	41.5	観測史上最低湖水位を記録 瀬田洗堰放流量 23m³/s → 15m³/s
16	-122	55	洪水	80.8	洗堰 15m³/s → 5m³/s
17	-103	28	371	32.6	宇治発電所 28m³/s → 10m³/s 取水制限一時解除、秋雨前線(16日)
18	-93	27	223	0.9	
19	-91	27	162	7.6	第3次取水制限再開、疎水ポンプ停止
20	-89	26	136	0.0	宇治発電所放流量 10m³/s → 30m³/s
21	-88	47	122	0.0	
22	-89	48	115	6.4	
23	-88	46	121	0.0	
24	-88	47	109	7.0	
25	-87	47	110	0.0	
26	-89	47	109	1.6	
27	-88	46	109	6.5	第2次取水制限緩和
28	-89	46	111	10.0	
29	-87	47	170	97.7	取水制限一時解除、台風26号
30	-65	47	洪水	1.6	
計	-	1,700	(3,390)	305.1	-
平均	-102	57	(130)	-	-
※	6時値	6時値	日平均	流域平均	-

資料：建設省

表-3.2.1 琵琶湖の水象関係記録 (5/5)

平成6年10月

日	湖水位 (cm)	総流出量 (m³/s)	高浜流量 (m³/s)	雨量 (mm)	備考
1	-53	46	402	0.1	
2	-50	46	267	0.0	
3	-49	46	212	0.0	
4	-48	46	178	3.4	取水制限全面解除
5	-47	67	192	0.1	
6	-47	74	175	0.0	
7	-47	75	165	0.0	
8	-47	76	157	0.0	
9	-48	75	154	0.0	
10	-48	74	147	2.8	
11	-48	74	150	0.0	
12	-48	75	147	2.1	
13	-48	75	148	0.1	
14	-48	75	138	0.0	
15	-49	75	138	0.0	
16	-49	75	136	2.8	翌年6月15日まで非洪水期
17	-49	76	140	0.0	
18	-51	75	140	0.0	
19	-52	80	140	0.0	
20	-52	80	144	2.2	
21	-52	80	162	19.9	
22	-53	75	162	0.9	
23	-53	75	143	0.1	
24	-54	75	137	0.0	
25	-55	75	135	0.0	
26	-56	80	138	0.5	
27	-57	85	144	0.0	
28	-58	85	146	1.6	
29	-58	84	149	0.0	
30	-59	84	150	0.2	
31	-60	84	148	0.0	
計	—	2,267	5,084	36.8	—
平均	-51	73	164	—	—
※	6時値	6時値	日平均	流域平均	—

資料：建設省

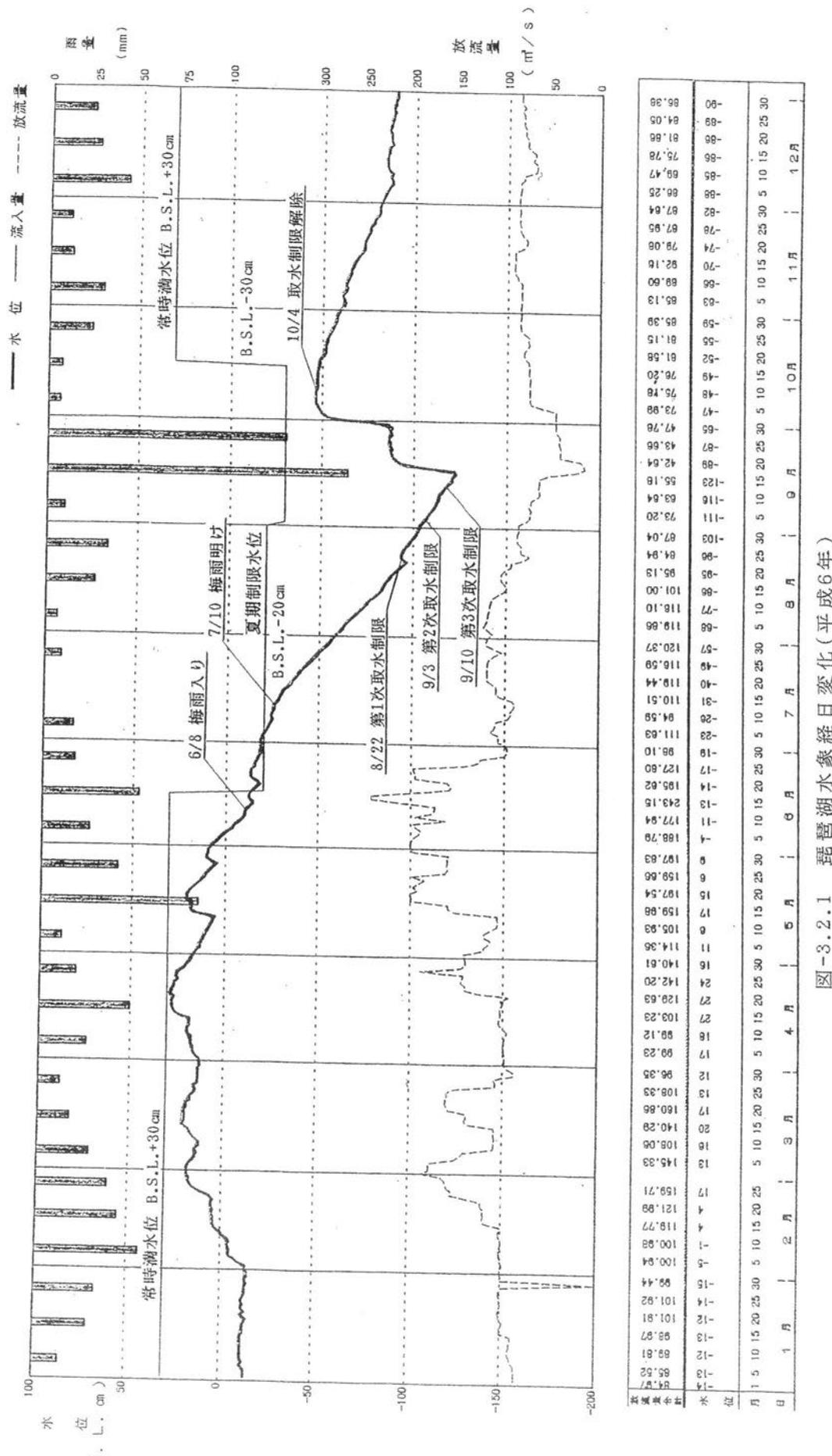


図-3.2.1 球磨湖水象経日変化(平成6年)

「関西のダムと水道を考える会」

H16.6.7 現在

(代表) 野村東洋夫氏の質問に対する回答

住所 所: 〒567-0814 茨木市戸伏町4-14 TEL(FAX) 072-622-9116

FAX日時: 平成16年5月29日(土)

(質問1)

平成6年渇水の新聞報道によれば、「大川」については下記のように河川維持水(60 m³/s)のカットが行われたとあるのですが、間違いありませんか?

9月 3日～ 9月 9日 60 m³/s → 35 m³/s に

9月10日～(?) 60 m³/s → 30 m³/s に

(質問2)

9月3日以前にもカットが行われていたのではないかと推測するのですが、もし行われたのであれば、その期間とその時の維持水流量をお示し下さい。

(回答)

大川の維持流量(日平均60 m³/s(70 m³/s相当の機能))について、平成6年渇水において一時的に放流量を制限した実績は以下のとおりです。

8月22日～ 9月 3日 60 m³/s → 45 m³/s (一次取水制限)

9月 3日～ 9月10日 45 m³/s → 35 m³/s (二次取水制限)

9月10日～ 9月27日 35 m³/s → 30 m³/s (三次取水制限)

9月16日～ 9月19日 (降雨による増水のため取水制限解除)

9月19日～ 9月27日 → 30 m³/s (三次取水制限)

9月27日～ 9月29日 30 m³/s → 35 m³/s (二次取水制限)

9月29日～ 35 m³/s → 60 m³/s (取水制限解除)

(質問3)

この年の神崎川の維持水(10 m³/s)のカットについては如何でしたでしょうか?

(回答)

神崎川の維持流量10 m³/sについて、平成6年渇水において一時的に放流を制限した実績は以下のとおりです。

8月22日～ 9月29日 10 m³/s → 5 m³/s

9月16日～ 9月19日 (降雨による増水のため取水制限解除)

9月19日～ 9月29日 → 5 m³/s

9月29日～ 5 m³/s → 10 m³/s

H16.6.7 現在

(質問4)

維持水カットについて何か取り決めや基準があるのでしょか?

因みに貴整備局は平成14年2月1日の淀川水系流域委員会で配布された資料「淀川水系利水の現状と課題」のP7-15(下段)の図表では、利水節水率と維持流量節水率が並べて表記されていますが、これは取水制限と維持水カットで下記の用に連動する取り決めになっていることを示しているのでしょうか?

- 取水制限10% → 維持水10%カット
取水制限20% → 維持水20%カット
取水制限30% → 維持水30%カット

(回答)

流域委員会資料は、過去の渇水対応の整理として取水制限と維持流量カットをおこなう場合の例を示しています。

河川における維持流量は、舟運、動植物の保護、漁業、景観・観光、塩害の防止、河口閉塞の防止、河川管理施設の保護、地下水位の維持、流水の清潔の保持が目的とされ、適正な河川管理のために定められています

過去の渇水においては、その時点時点での各利水者の状況をもとに利水者間の合意により上水、工水、農水等の給取水量カットを調整してきており、実績の積み重ねはあるものの、事前の取り決めや基準があるものではありません。

河川維持流量は湯水時においても本来カットすべきものではないが、過去の事例においては取水制限における利水取水量のカットによる影響の大きさを考え、琵琶湖水位の低下状況や各ダムの残水量、時季などを総合的に判断して、やむなく河川維持流量の放流についても一時的に制限を行っていたもので、定められたルールによるものではありません。

(以上)

04 76 每日

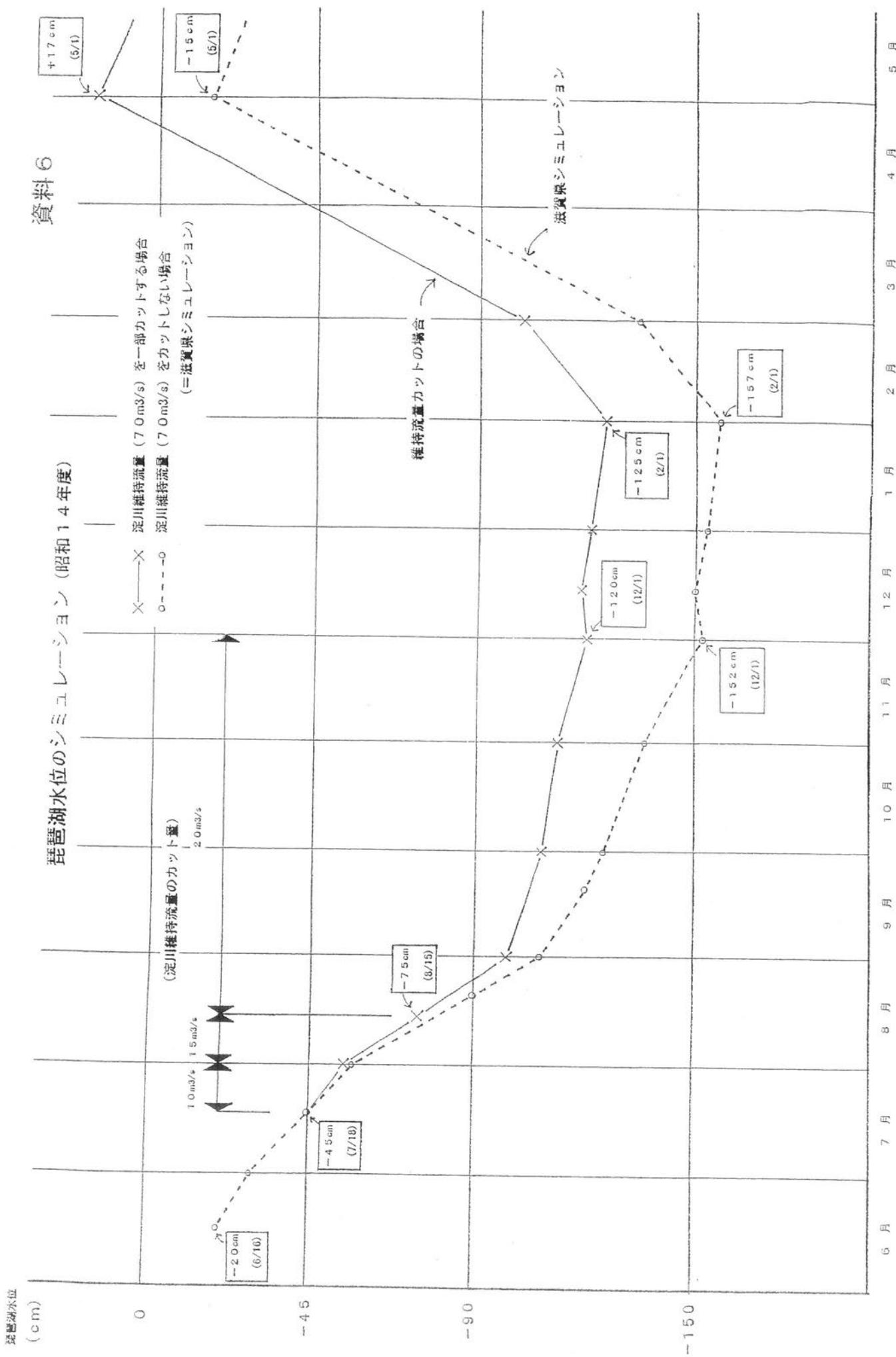
15

利水調整で協議会

国交省 常設し需要抑制

琵琶湖水系
国土交通省近畿地方整備局は、琵琶湖の水位が大幅に下がる「濁水時」に限って開いていた「濁水対策会議」を改組し、「琵琶湖と淀川水系の水利調整の協議会」(以下、琵琶湖水系の水利調整協議会)としている。最近は、年に1回の定期会議のほか、年間で数回の臨時会議も生じてこない。

心の問題題は、淀川水系の
水利権を認めて、過剰に
なつては、水資源を殺して
いる。日本は、
現在のところ、軍事課
題は、河川問題の基礎地
位論題に、冠する流域
問題を、農業水資源の整
備問題から、切り離す
問題の子として、一層
の複雑さ下がる大過
水害に禦かれ、取水制
限などの对策を講じて
いる。
改めての認識には、
事論者や生田代蔵を加
え、大過水害以外にも年
間に複数回の水難を禦
され、取水制限などの措置
を実施する。而して何より
の問題題は、水利権の
効率化が進んでいるかを
指摘する。即ち、水や水
の利用権を定期する契約
や、取水権、農業用水の計
算問題などである。



資料7

淀川維持流量カットの琵琶湖水位引上げ効果

カット期間	日数 (A)	カット量 (B) 10m ³ /s	カット流量 (A) × (B)	累計 (C)	湖水位引上げ効果 (C) / 674km ²
7/18～7/31	14日	10m ³ /s	12,096,000m ³	12,096,000m ³	1.8cm
8/1～8/15	15	15	19,440,000	31,536,000	4.7
8/16～8/31	16	20	27,648,000	59,184,000	8.8
9/1～9/30	30	20	51,840,000	111,024,000	16.5
10/1～10/31	31	20	53,568,000	164,592,000	24.4
11/1～11/30	30	20	51,840,000	216,432,000	32.1

(注) 674km² : 琵琶湖面積

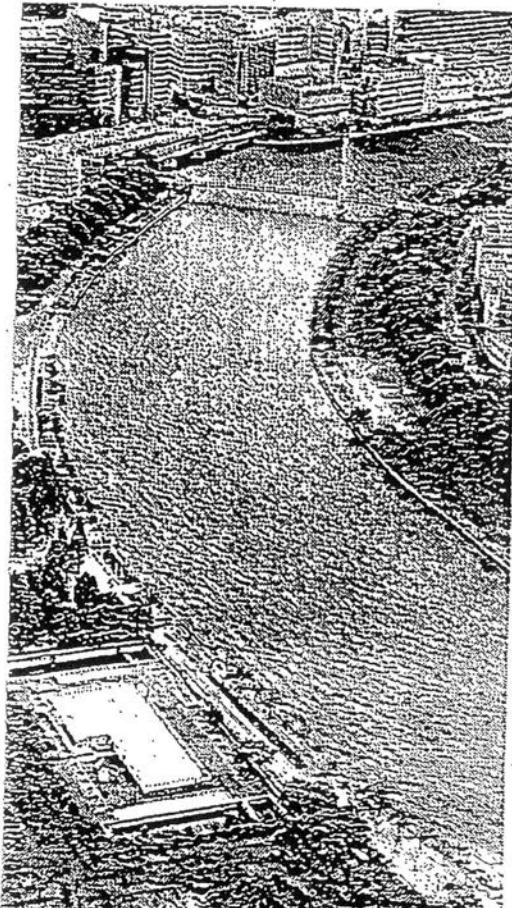
(H6年)

朝日新聞 1994年9月10日 朝・夕刊

流量減り海水『逆流』

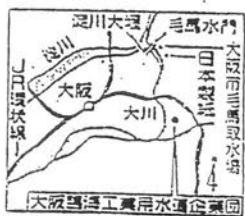
下流取水場 塩分が3倍 工業用水。ピンチ

輪島港に海水が週川の潮騒を感じ、更にその上おといへば海水の澎湃だ、船旅の大坂
輪池口周辺は渋谷駅周辺（渋谷駅、西口駅、大阪市駅）の取水場（大阪市都心区）の排水
溝が半地下の川筋みどり上がってこよ。海水で海の匂いがわかない、この排水溝上から
か、今度この海水に危険がある。何故駅周辺は陸海別に排水溝と海岸が接ねる事が多い
事か、輪島の記載では水害時に海水が入り、海岸の堤防が崩れ、上流に海水口が開
つた結果や太閤町に海水の度合が悪いのである。これが輪島の特徴である。



しょっぱい相模川

大川の大坂臨海工業用水道企業団の取水場（左下）で塩分濃度が上がっている＝大呂市御島区で、本社へりから



答 大阪臨海工業用水道企画課 H16年3月12日
解散(江戸川、大川からの取水が逆流等來)
般此より生産不運。

が六十四社ある。

日本では、1955年（昭和30年）に「公害対策法」が制定され、1963年（昭和38年）に「公害対策基本法」が制定された。

同様に日本は水害で倒壊した
ところあつたが、電線塔が倒壊
したばかりである。

近頃は、藤田三兄弟の間で、
（弟の）柳村に信頼が置かれていた。
大三の長男、九郎の間で、
九郎の子孫が、近頃は、
水路開拓に従事せられたる、
近頃は、藤田三兄弟の間で、
（弟の）柳村に信頼が置かれていた。
大三の長男、九郎の間で、
九郎の子孫が、近頃は、

「おお、貴女が御前様の御心配をなすのですか？」
「はい、おお、貴女が御前様の御心配をなすのですか？」
「おお、貴女が御前様の御心配をなすのですか？」

「おまえの薪水をねらひにした
がちがうだな」西野口
二郎

淀川水系流域委員会殿

2004.10.1

佐川克弘

“建設中のダム”と利水

先般河川管理者は“建設中のダム”的水需要についての「精査確認」の結果を早急に報告することを表明しました。当然だと考えます。一日も早く報告されることを期待しておりますが、問題はその内容だと思います。というのは国土交通省土地・水資源局水資源部水資源計画課の『需給想定調査調査表』の「水道用水2-1供給想定値」は今後も水資源開発を続ける前提としか思われない様式となっていて、既得水利権が想定値を上回る場合、水利使用者がそのままでよいのか、或いは過剰水利権を放棄（譲渡）してもよいのか、よいとすればその水利権量はイクラか、具体的に記入する欄が見当たらないからです。※万一河川管理者が『需要想定調査調査表』に基づく水利使用者の個別報告を以て「精査確認」とされたら（大阪市のように）過大な水利権を抱えて困っていると見られる水利使用者が切り捨てられてしまう恐れがあります。

貴委員会はH15年12月、『基礎原案』に対する『意見書』に於いて『利水に関する整備方針として、基礎原案では、「水需要の抑制」を最初に挙げるとともに、具体化する方策として、「水需要の精査確認」、「水利権のみなおし用途間転用」、「既存水資源開発施設の再編と運用の見直し」を取り上げている。これらはいずれも提言が示した方向に一致しており、積極的に推進することを要望する。』

『近年の「利水安全度評価」の算出根拠が明らかにされていないので説得力に欠ける。基本的な問題として水需要の実績が予測を大幅に下回っていることを無視しており、この点においても著しく説得力に欠ける。だれもが納得できる根拠に基づいて用途間転用を進めるべきである。』と述べられ、『利水部会意見』ではさらに踏み込んで

『望むらくは用途間転用は工水から上水だけでなく、農水から上水へ、上水から上水へ、農水から農水への可能性も検討できないか。』

と述べられています。

私がこれまで貴委員会に寄せた意見は、基本的に貴委員会の意見と一致していると自負しております。河川管理者の「精査確認結果」を貴委員会が「精査確認」されるとき、上記の問題点を徹底的に「精査確認」していただきたくお願い致します。（第4回利水部会検討会・資料2-3-1は「精査確認」に非常に役立つと考えます。）

なお（くどいと言われるかもしれません）京都府営水道の問題点は水利権が偏在していることにありますので、そのことを踏まえて「精査確認」して下さるよう重ねてお願い致します。

以上

※『調査表』の様式については第5回ダムWG「参考資料1 496-6~8」参照。

淀川水系流域委員会殿

2004.10.2

佐川克弘

『近年の少雨傾向』と河川管理者の“説明責任”

最近の流域委員会に於いて河川管理者はさかんに『近年の少雨傾向』を強調しています。しかし私はそのことと「利水安全度」とどのように拘わって来るのか河川管理者は十分に“説明責任”を果たしていないのではないかと考えます。以下に具体的に挙げてみます。

(1) 降雨量 (→第4回WG資料1-8-1)

別紙3に「近年20年程度の渇水年の降水量」として

昭和53(1978)年	1,430mm
昭和59(1984)年	1,440mm
昭和62(1987)年	1,442mm
平成6(1994)年	1,208mm
平成12(2000)年	1,465mm

を挙げています。

ここで「年間降水量が最小ではない昭和14年に最大渇水となるのは、降水時期の問題」なのだったら、月別降水量もデーターを提供すべきだったと考えます。

なお「近年20年程度」はここでは「近年23年」ですが、このように恣意的としか考えられない期間を設定することに対して（私はこの問題を「H6年・取水制限したら増えていた給水量！」=第5回WG参考資料1で指摘しました。）流域委員会でどなたも河川管理者に問いたださなかったことは誠に遺憾であると言わざるを得ません。

(2) 利水安全度 (→第3回WG資料1-3)

p13で「淀川下流部の確保可能量（フルプラン完成施設）」が示されています。そして「最近、全量補給出来ない頻度が増加している 最近20年2位は昭和59年で75%程度の実力」と説明されています。具体的に全量補給できない年は

昭和59年
昭和61年
平成6年
平成7年

の4カ年であったとしています。

ここで昭和61年は（1）では何故か渇水年ではなく、渇水年とされた昭和62年は何故か「実力」が低下せず、渇水年ではない平成7年は何故か「実力」が低下していることになります。

しかし問題は「実力低下」の詳細内容とその際の周辺データーです。思いつくまま列記してみます。

- ①「実力低下」したのは365日間続いたのかどうか。具体的に発生日を明らかにしてもらう必要がある。
- ②その時の流量は？
- ③その時の琵琶湖、木津川ダム群、日吉ダムの放流量は？
- ④その年の琵琶湖水位はどのように変動したのか？
- ⑤その年の月別降水量は？（琵琶湖集水域、木津川ダム群集水域、日吉ダム集水域別に）
- ⑥制限率別取水制限日数。その結果としての取水実績。
- ⑦維持流量に対するカット率別実施日数。その結果としての維持流量。

(3) 淀川水系の水需給 (→第3回WG資料1-2)

この資料の最大の問題点はp5に記載された「淀川水系における水需給の現状」のグラフです。ここに掲げた「水供給実力低下」が捏造であったことは重大です。この問題は「近年20年程度」のような“可愛げのあるチョロマカシ”ではなくて淀川水系の水需給の根幹にかかる大問題だからです。ここで私は流域委員会各位、特に（フルプラン淀川部会の委員に名前を連ねている）池淵周一、嘉田由紀子、模村久子の三氏は失礼ながら委員としての“職務怠慢”だと考えます。何故なら流域委員会に河川管理者が提出したデーターが捏造であったと指摘された以上、流域委員会として河川管理者、具体的には宮本河川部長に質問してしかるべきだと思われるのに質問していないからです。（第5回WG参考資料1 495参照。）

資料のp1に戻ります。このページの下段に「淀川下流における都市用水の取水状況」のグラフが掲載されています。このグラフの対象期間が92～01年の10年間なので(1)の「近年23年」とは9年、(2)の「実力低下」とは7年重なっています。ここで「渴水年」「実力低下年」とこのグラフを比較すると

- ①平成6(1994)年は「渴水年」であり「実力低下年」でもあるが平均取水量も最大取水量も突出している。
- ②「実力低下」したとされる平成7(1995)年に際立った変化は認められない。
- ③同じく「実力低下」したとされる平成10(1998)年は、平成7年以降減少傾向が読み取れる平均取水量のトレンドを反映している。
- ④平成12(2000)年も「渴水年」に指定されているが、取水したくても取水出来なくて取水できず時間給水した水道事業者があったとか、操業を短縮した企業があったとか聞いたことがない。

要はこのグラフは既得水利権が実需に対して過大であることを示している以外の何物でもないと考えます。また1/10確率を超える平成6(1994)年に於いて実施した取水制限は実質的には“掛け声”だけであったことが証明されたことになります。

(結論)

- 1) 河川管理者は「近年の小雨傾向」「実力低下」に関して“説明責任”を果たしていない。
- 2) データーを捏造するに至っては論外であり、猛反省を求める。（このような行動は自らの信頼性を失うだけで、今後注意深く見守るべき「近年の小雨傾向」の問題の検討に役立たなくなることを認識すべきだ。）

以上

※第3回WG資料1-2のグラフの水利権量102.269m³/sに対して、資料1-3(p4)の淀川(下流)の水利権量は(計算すると)102.611m³/sとなる。両者が異なる理由も“説明”していただく必要があると思います。

淀川水系流域委員会ダム WG 御中

2004年10月4日

意見書

—水資源開発促進法に基づいて計画された丹生ダム・川上ダム建設工事を
直ちに凍結し、計画を白紙に戻すことを緊急提言することを求める—

近藤ゆり子
〒503-0875 大垣市田町 1-20-1
TEL/FAX 0584-78-4119

報道によれば、『琵琶湖・淀川水系で、国などが計画する5ダム事業の是非を検討している国土交通省近畿地方整備局の専門家会議「淀川水系流域委員会」が29日、大阪市であり、ダム作業部会が「利水目的でダム建設の必要性は容認できない」という見解を示した。』という（毎日新聞9／30）。

とすれば、水資源開発促進法に基づいて、水資源開発公団から衣替えした水資源機構が建設することとなっている=水資源機構が事業者となっている丹生ダム・川上ダム計画はその法的根拠を失う（水資源促進法第1条・第12条／独立行政法人水資源機構法第12条1号／旧水資源開発公団法第18条）。

水資源機構が事業者となっている丹生ダム・川上ダムに係る全工事は、新たな河川整備計画において、中止する、あるいは基本計画を変更して（別目的で）なお建設する、のどちらかの結論が出るまで、完全に凍結すべきである。

淀川水系流域委員会に対して、近畿地整は繰り返し「工事を新たな段階に進めない」と説明してきたが、その間にも水資源開発公団－水資源機構は両ダム関連工事に携わり続けてきた。その「既成事実」が積み上がることで、ダムが中止しにくくなつて行く。

昨年7月に出来た「独立行政法人水資源機構法施行令第18条～第42条」（いわゆる「撤退ルール」）につき、国土交通省河川局は「撤退しやすいルール」と説明する（03年8月11日－12日河川局治水課）一方、「具体的な数字は水資源機構（当時は水資源開発公団）しか把握していない」と言う。

そして水資源機構（当時水資源開発公団。以下「水機構」という。）は、「撤退に伴つて余分にかかる費用の全てを撤退する利水者に負わせる（「撤退しにくいルール」）」と解釈する（03年8月11日水資源開発公団本社総務部総務課）。

これでは、結局「撤退しにくい数字」が利水者に提示され、負担者を変えたとしても「ダム建設続行」という結論に傾きやすい。

その典型的悪例が水機構・徳山ダム（総貯水量6億6000万トン＝浜名湖2杯分）である。

今年7月15日、木曽川水系徳山ダムの事業費大幅増額（+960億円＝3500億円）の事業実施計画変更が国交省により認可された。

従前の事業費の97%を使い果たし、04年度概算要求では「はみ出してしまう」ことが明ら

かになった04年8月になって、水機構は「1010億円の事業費増額」を発表した。負担が増大する関係県市から批判が相次ぎ、調整がつかないまま年末までもつれ込んだ。予算編成を目前にして「960億円増額やむなし」を中部地整事業評価監視委員会(*1)の「お墨付き」をもって予算要求をした。この「お墨付き」を与えた中部地整事業評価監視委員会の議論は「ここまでやってしまったから仕方がない」という以外の何も無かった。これではただただ「既成事実を積み上げた者の勝ち」である。このときは、さすがの財務省が「法的根拠に欠ける」として従前の事業費の枠一杯の予算しか認めなかつた。

*1：このときに中部地整は「治水計画の考え方」という資料を作成し、徳山ダムによる洪水調節を大きくする「治水計画変更案」を出した。これは、河川法改正直前の1996年6月に中部地建河川部・上総周平河川調査官（当時）が、市民団体の会合で「次に木曽川水系の治水計画を変更するときは、バックデータも示して、流域住民の皆様のご意見を聴きます」と言ったことに真っ向から反する。即ち河川法第16条の2の改正趣旨を逸脱する脱法行為である。

焦った中部地整・水機構は、2000年目標年の従前の木曽川フルプラン全部変更を急いだ。しかし、いかに数字を誤魔化して過大予測をしても徳山ダムの新規水需要は見込めず（相当な過大予測をしても長良川河口堰の水はなお『余る』）、国交省は「施設実力調査」なるまやかし(*2)でわずかな新規利水を作出し、大部分を治水容量に振り替えることで徳山ダム建設を認めるフルプラン全部変更を行つた。結局、960億円の事業費増額分の大部分を「治水」という名目にする（繰り返すが事実上の河川法第16条の2の僭脱である）ことで、徳山ダムのトの字も知らない全国の納税者に負担をつけ回したのである。

*2：近年の流況悪化により、木曽川水系の既設水源施設の「実力」が大幅な低下している、としている。計画策定時とは流況が大きく異なっていることは事実である。しかし

- ① 従来の計画策定の手法に新たな数字を入力しただけの計算結果「〇%」が、眞の「実力」を反映してはいない。
- ② 計算の前提となる「馬飼50m³/s ルール」等の見直しが一切検討されていない。
- ③ 将来計画の確保水源の数字をこの唯一の「〇%」に切り下げる、新たな水源施設建設の理由とするのは、暴論である。
- ④ それほど流況が変化したなら、治水計画における数字（基本高水流量等）も見直すべきなのに、木曽川水系（本川）では、河川法16条も16条の2も全く手もついていない。「はじめに徳山ダム建設ありき」と批判されても仕方のない手法である。

同じ轍を踏まないために、このダム作業部会で、「直ちに丹生ダム・川上ダムの全工事を凍結すべし」という緊急提言を近畿地整に対して行うべきである。

以上

*1, *2に関しては

徳山ダム建設中止を求める会・事務局サイト <http://tokuyama-dam.csidc.com/> 内の
 「5月11日付け 木曽川部会への意見書」（富樫幸一岐阜大学助教授／伊藤達也金城学院大学教授／在間正史弁護士／近藤ゆり子） 及びその後の「徳山ダム建設中止を求める会」の声明などを参照されたい。

※庶務注) 個人情報の掲載については御本人の許可を得て掲載しております。

淀川水系流域委員会殿

2004.10.2

佐川克弘

淀川（下流）水利使用者別・取水実績のご報告

首記の件、私は河川管理者に問い合わせ中であることをお知らせしておりましたが（第5回ダムWG参考資料1 494）今般回答が届きましたので下表の通りご報告致します。この実績表は第3回ダムWG資料1-3 p 4のデーターに平均取水実績量を加えたものになります。試算すると平均取水実績は権量の61%と私の予想（65~70%）を下回りました。

なお「3種類の水が流れている淀川」で第2回3ダムサブWG資料1-4-1の農水について農閑期にも水を流すのは“検討条件”として疑問と指摘致しましたが、聞いてみると私の誤解であることが分かりましたので、河川管理者の「名誉」のために取り消します。

水利使用者別・取水実績一覧表

※単位：M³/日

※期間：H5~14

水利使用者名	①水利権量	②最大取水量	③平均取水量	水利の名称
阪神水道	1,193,875	999,130	754,587	水道
大阪市	2,676,326	1,972,598	1,521,309	
大阪府	2,227,824	2,154,730	1,659,298	
枚方市	130,032	130,032	118,363	
守口市	62,381	62,381	53,727	
尼崎市	86,054	77,501	27,152	
伊丹市	50,198	48,989	32,560	
寝屋川市	13,824	13,824	12,550	
西宮市	11,750	11,664	9,755	
吹田市	30,240	29,981	27,330	
大阪市	306,288	168,653	115,588	工水
大阪府	840,499	590,890	436,947	
伊丹市	42,077	39,744	22,118	
尼崎市	259,805	164,506	92,451	
西宮市	50,026	40,954	21,673	
神戸市	114,307	92,275	40,827	
大阪臨海	159,840	97,459	48,616	
水資源開発公団	25,488	5,184	3,262	
私企業 7件	584,755	517,536	413,135	
合 計	8,865,589	7,218,031	5,411,248	

淀川水系流域委員会殿

2004.10.3

佐川克弘

河川管理者との質疑応答結果のご報告

私は『「琵琶湖の水位低下抑制」と「異常渴水時の緊急水の補給』』について河川管理者に数回質問致しましたが（その一部は第5回ダムWG参考資料1 490-3~4参照）今般回答が届きましたので、その内容をそのままご報告致します。私はこの回答に基づきS14~16年のシミュレーションをトレースしてみたいと考えておりますが、委員各位のご検討に役立てていただければ幸いです。なおp5の「水利使用者別・取水実績」については別途ご報告致しました。

追って正式には庶務から連絡があると思いますが、3ダムSWGの配布資料が下記の通り訂正されていることにご注意下さい。（p5参照）

記

訂正対象=第2回3ダムサブWG資料1-4-1別紙3

訂正箇所=近年23年の渴水年の降水量 平成12年

訂正前 = 1, 465mm

訂正後 = 1, 566mm

以上

9/13付 「琵琶湖の水位低下抑制」と「異常渇水時の緊急水の補給」についての質問の回答

(1) 渇水年の定義

近年の降雨量の少ない年という意味で例示をしています。

(2) 枚方確保流量

枚方確保流量は、下流維持流量(70m³/s)に下記の①②を加えたものです。

- ①上工水はH13の実績最大取水(73.449m³/s)に琵琶湖総合開発の計画月別波形をかけたもの
- ②農水は水利権量の1/2の水量を4/1~10/31の期間確保

枚方確保流量は次の通りです。

													(m ³ /s)
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月		
122.516	125.968	125.674	133.333	137.079	141.413	148.611	150.961	149.198	140.752	127.951	126.996		

(3) 下流維持流量

維持流量は、その河川にとって最低限必要な流量と考えています。

(4) 近年20年

今後の参考とさせていただきます。

(5) 水需要の抑制

近畿地方整備局では、水需要の抑制のため以下の取組を実施しています。

- ポスター、パンフレットの関係機関への配布と河川愛護月間行事への活用。
 - ・ポスター約500枚、パンフレット約6000枚、チラシ約11000枚
- 京阪電鉄での車内、駅貼り広告を実施。
 - ・車内掲示 ドア横 780枚(7/26~8/3 8/6~8/12)
中つり 800枚(8/8~8/15)
 - ・駅掲示 26枚 1550枚(8/3~16)
- 阪急電鉄での車内広告を実施。
 - ・車内掲示 ドア横 (7/27~8/2)
- 新聞広告
 - ・毎日新聞(9/19)
- テレビ(KBS、サンテレビ)での節水CM
 - ・7月~8月放送
- ラジオ(ラジオ大阪)「きんき1週間」で節水のPR
 - ・6月16日放送
- ラジオ、テレビによる琵琶湖淀川の環境問題を考えるキャンペーン
 - ・ラジオ番組(コーナー)、ラジオCM、キャラバン、ニュース等でのPRを予定又は実施中
- 水の使い方を考えるシンポジウムを開催
 - ・8月29日(京都リサーチパーク 入場者数115名)
- 近畿ゆめ通信により、各市長村等へ配信

関係機関との情報共有の強化

- 関係機関と今後の渇水対策会議のあり方に関する意見交換会を実施
- 3月29日(淀川水系全体) 6月15日(木津川関係)
- 5月19日(猪名川関係) 7月14日(日吉ダム関係)
- 5月28日(室生ダム関係) 7月21日(琵琶湖淀川関係)

(6)代替案

天ヶ瀬ダム再開発も琵琶湖の水位管理に関係しますが、それらも含め「瀬田川洗堰による水位操作」の中で検討します。

(7)取水制限

取水制限は、河川管理者と利水者からなる渇水調整会議でその実施が協議されます。特に取水制限の開始時期についての取り決めはありませんが、本検討では平成6年等の実績に基づき-90cmからとしています。

(8)H6年渇水記録

ご指摘の「淀川水系平成6年渇水記録」については、当方でも把握しています。

(イ)専用水道

大規模事業場など大口業務用水の地下水利用は増加傾向にあるのが現状です。
ご指摘の内容を含め、水需要抑制に資することについては、利水者との協議を進めて参ります。

9/14付「第2回3ダムサブWG資料についての質問」の回答

(1)p5(1)検討結果で取水制限した月日とそれぞれの「枚方確保流量の絶対値」

年	月	始	終	日数	①枚方 確保流 量 (m ³ /s)	②上工 水取水 量 (m ³ /s)	③制限 率 (%)	④最大 取水量 からの取 水制限 率 (%)
S14	8月	1	5	5	150.96	73.449	0	—
		6	10	5	150.96	73.449	0	—
		11	15	5	150.96	73.449	10	10
		16	20	5	150.96	73.449	10	10
		21	25	5	150.96	73.449	20	20
		26	31	6	150.96	73.449	30	30
	9月	1	5	5	149.2	71.686	30	32
		6	10	5	149.2	71.686	30	32
		11	15	5	149.2	71.686	30	32
		16	20	5	149.2	71.686	30	32
		21	25	5	149.2	71.686	30	32
		26	30	5	149.2	71.686	30	32
	10月	1	5	5	140.75	63.24	30	40
		6	10	5	140.75	63.24	30	40
		11	15	5	140.75	63.24	30	40
		16	20	5	140.75	63.24	30	40
		21	25	5	140.75	63.24	30	40
		26	31	6	140.75	63.24	30	40
	11月	1	5	5	127.95	57.951	30	45
		6	10	5	127.95	57.951	30	45
		11	15	5	127.95	57.951	30	45
		16	20	5	127.95	57.951	30	45
		21	25	5	127.95	57.951	30	45
		26	30	5	127.95	57.951	30	45
	12月	1	5	5	127	56.996	30	46
		6	10	5	127	56.996	30	46
		11	15	5	127	56.996	30	46
		16	20	5	127	56.996	30	46
		21	25	5	127	56.996	30	46
		26	31	6	127	56.996	30	46
S15	1月	1	5	5	122.52	52.516	30	50
		6	10	5	122.52	52.516	30	50
		11	15	5	122.52	52.516	30	50
		16	20	5	122.52	52.516	30	50
		21	25	5	122.52	52.516	30	50
		26	31	6	122.52	52.516	30	50
	2月	1	5	5	125.97	55.968	30	47
		6	10	5	125.97	55.968	30	47
		11	15	5	125.97	55.968	30	47
		16	20	5	125.97	55.968	30	47
		21	25	5	125.97	55.968	20	39
		26	29	4	125.97	55.968	20	39
	3月	1	5	5	125.67	55.674	20	39
		6	10	5	125.67	55.674	10	32
		11	15	5	125.67	55.674	0	—
		16	20	5	125.67	55.674	0	—

年	月	始	終	日数	①枚方確保流量 (m ³ /s)	②上工水取水量 (m ³ /s)	③制限率 (%)	④最大取水量からの取水制限率 (%)
S15	10月	6	10	5	140.752	63.24	0	—
		11	15	5	140.752	63.24	0	—
		16	20	5	140.752	63.24	10	14
		21	25	5	140.752	63.24	10	14
		26	31	6	140.752	63.24	10	14
	11月	1	5	5	127.951	57.951	10	21
		6	10	5	127.951	57.951	10	21
		11	15	5	127.951	57.951	20	21
		16	20	5	127.951	57.951	20	21
		21	25	5	127.951	57.951	20	21
		26	30	5	127.951	57.951	20	21
	12月	1	5	5	126.996	56.996	20	22
		6	10	5	126.996	56.996	20	22
		11	15	5	126.996	56.996	20	22
		16	20	5	126.996	56.996	20	22
		21	25	5	126.996	56.996	10	22
		26	31	6	126.996	56.996	10	22
S16	1月	1	5	5	122.516	52.516	10	29
		6	10	5	122.516	52.516	10	29
		11	15	5	122.516	52.516	10	29
		16	20	5	122.516	52.516	10	29
		21	25	5	122.516	52.516	10	29
		26	31	6	122.516	52.516	10	29
	2月	1	5	5	125.968	55.968	10	24
		6	10	5	125.968	55.968	10	24
		11	15	5	125.968	55.968	10	24
		16	20	5	125.968	55.968	10	24
		21	25	5	125.968	55.968	0	—
		26	28	3	125.968	55.968	0	—

- ・取水制限をした月日と枚方確保流量は上表の通りです。
- ・計算は半旬(5日、月よっては端数あり)毎に行いました。

(2)p5(1)の③の計算方法

・本検討では、上工水についてはH13の実績最大に月別波形をかけたものから、琵琶湖水位の低下に応じて、段階的に10%、20%、30%の取水制限を行いました。

・上表①欄に枚方確保流量、②欄に上工水取水量、③欄に取水制限率、④欄に最大取水量を基準とした取水制限率(従来の取水制限率)を示しています。

・②の取水量と③の取水制限率より制限後の取水量を算出し、最大取水量を基準としたときの制限率を計算しました。

・最大取水量は8月の73.449m³/sとしました。

9/15付 「第2回3ダムサブWG資料1-4-1~2について」の回答

(1) 過去23年の年別最大取水実績(m³/s)

別紙 1のとおりです。

(2) 過去23年の年別月別降雨量

別紙 2のとおりです。

なお、3ダムSWG資料1-4-2別紙3の平成12年の雨量が間違っていました。
誤 1465mm → 正 1566mm

(3) 取水制限をすると給水量はなぜ増えるのか

大阪府の市町では、水道水源として自己水源に加え大阪府営水道からの供給により、構成されているところが多いです。この場合、渴水の年は、地下水位の低下などで、井戸などの各市町の自己水源からの水の確保は減少し、府営水道からの供給が増える傾向にあります。また、一般的に、渴水の年は水需要も多く、平成6年では、日最大給水量は取水制限期間前(7月)に発生しています。

9/17付 「琵琶湖水位記録日についての問い合わせ」の回答

琵琶湖水位記録日

平成6年の各水位の記録日

①-0.93mの記録日

8月19日、9月18日

②-1.04mの記録日

8月31日、9月17日

③-1.14mの記録日

9月8日、9月9日

9/19付 「水利使用者別・取水実績の問い合わせ」の回答

取水量の10年間の総平均

別紙 3のとおりです。

9/22付 「第2回3ダムサブWG資料についての質問」の回答

上工水の月別取水量(最大取水×計画月別波形)の絶対値
1/2と仮定した農水の月別取水量の絶対値

①上工水の月別取水量

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	(m ³ /s)
52.516	55.968	55.674	55.821	59.567	63.901	71.099	73.449	71.686	63.240	57.951	56.996	

②農水の月別取水量

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	(m ³ /s)
0	0	0	7.512	7.512	7.512	7.512	7.512	7.512	7.512	0	0	

過去23年の年別最大取水実績表

年	水道							工水											
	阪神水道	大阪市	大阪府	枚方市	守口市	尼崎市	伊丹市	寝屋川市	西宮市	吹田市	大阪市	大阪府	伊丹市	尼崎市	西宮市	神戸市	大阪臨海	水資源開発公社	私企業計
1980年 S55	10,212	23,644	20,801	1,549	0,686	1,012	0,533	0,201	—	0,000	1,713	6,693	0,523	2,330	0,745	1,064	1,728	0,000	0,735
1981年 S56	10,923	23,019	22,836	1,689	0,700	0,981	0,618	0,188	—	0,269	1,598	6,120	0,551	2,285	0,708	0,953	1,809	0,000	0,760
1982年 S57	10,486	22,105	21,303	1,615	0,700	0,905	0,619	0,181	—	0,318	1,462	6,227	0,507	2,396	0,691	0,965	2,041	0,655	0,381
1983年 S58	10,969	22,402	23,477	1,457	0,709	0,874	0,588	0,176	—	0,347	1,525	6,084	0,531	2,214	0,654	1,078	1,818	0,853	0,364
1984年 S59	11,038	22,184	22,062	1,457	0,719	0,861	0,610	0,179	—	0,357	1,616	6,052	0,483	1,975	0,682	1,069	1,737	0,810	0,382
1985年 S60	11,050	22,387	21,733	1,505	0,719	0,601	0,580	0,167	—	0,347	1,663	6,213	0,485	2,085	0,640	1,115	1,459	0,152	0,383
1986年 S61	11,067	24,090	22,425	1,505	0,721	0,835	0,552	0,160	—	0,363	1,546	6,178	0,484	1,950	0,667	1,118	1,567	0,106	0,379
1987年 S62	11,206	23,637	22,363	1,505	0,721	0,930	0,555	0,160	—	0,347	1,577	6,005	0,481	2,059	0,685	1,126	1,551	0,090	0,395
1988年 S63	10,774	22,603	22,298	1,485	0,707	0,879	0,563	0,160	—	0,347	1,569	6,213	0,483	1,949	0,678	1,108	1,535	0,124	0,405
1989年 H元	11,287	22,874	22,253	1,490	0,709	0,874	0,570	0,161	—	0,347	1,687	5,866	0,473	1,880	0,671	1,079	1,535	0,139	0,408
1990年 H2	11,444	23,168	23,470	1,488	0,709	0,882	0,561	0,160	—	0,347	1,705	5,880	0,470	2,057	0,672	1,061	1,530	0,137	0,438
1991年 H3	11,392	22,465	23,529	1,488	0,709	0,840	0,562	0,162	—	0,347	1,600	5,878	0,470	2,100	0,609	1,043	1,246	0,132	0,440
1992年 H4	11,610	22,826	23,628	1,505	0,722	0,885	0,562	0,067	0,135	0,347	1,614	5,889	0,453	1,957	0,505	1,059	1,263	0,188	0,482
1993年 H5	10,863	22,035	23,064	1,505	0,722	0,782	0,562	0,061	0,132	0,347	1,874	6,839	0,451	1,904	0,378	1,068	1,128	0,120	0,518
1994年 H6	11,310	22,412	24,939	1,505	0,722	0,897	0,562	0,160	0,135	0,347	1,952	6,125	0,460	1,878	0,474	0,971	0,885	0,144	0,506
1995年 H7	10,244	21,257	23,266	1,505	0,722	0,854	0,543	0,160	0,135	0,274	1,795	6,670	0,376	1,852	0,455	1,000	0,991	0,250	0,456
1996年 H8	10,965	21,870	23,377	1,505	0,722	0,766	0,562	0,160	0,135	0,347	1,725	6,016	0,439	1,806	0,452	0,976	0,953	0,078	0,433
1997年 H9	10,949	22,831	23,581	1,505	0,714	0,744	0,554	0,160	0,135	0,347	1,732	6,074	0,410	1,683	0,444	0,975	0,832	0,081	0,428
1998年 H10	11,067	21,546	23,589	1,505	0,722	0,802	0,477	0,160	0,135	0,347	1,691	5,974	0,404	1,530	0,414	0,853	0,917	0,065	0,461
1999年 H11	11,141	20,249	22,596	1,505	0,722	0,714	0,538	0,160	0,135	0,347	1,543	5,845	0,335	1,301	0,402	0,963	0,772	0,056	0,456
2000年 H12	11,189	20,928	22,410	1,505	0,721	0,728	0,567	0,160	0,135	0,347	1,509	5,607	0,380	1,264	0,402	0,834	0,800	0,057	0,435
2001年 H13	11,454	20,850	24,391	1,505	0,722	0,754	0,554	0,160	0,135	0,347	1,548	6,420	0,398	1,239	0,408	0,882	0,728	0,059	0,435
2002年 H14	11,564	20,126	22,250	1,505	0,702	0,757	0,495	0,160	0,135	0,347	1,374	5,755	0,334	1,141	0,414	0,781	0,568	0,060	0,426

※表示値は各年の日最大取水実績量を86400にして算出した値。
※私工水は枚方難保流量に該する取水(4件)のみ。

別紙 2

琵琶湖流域平均雨量

年 令	年総雨量	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
		昭和49年	昭和50年	昭和51年	昭和52年	昭和53年	昭和54年	昭和55年	昭和56年	昭和57年	昭和58年	昭和59年	昭和60年	2.034
1974年	2,034	175	126	133	212	78	207	416	226	108	142	89	122	2,034
1975年	2,094	152	171	119	167	111	178	216	332	172	221	143	112	2,094
1976年	2,055	85	161	140	176	166	228	93	233	418	142	99	114	2,055
1977年	1,567	112	114	225	136	101	193	68	88	165	59	165	141	1,567
1978年	1,430	102	119	121	124	82	308	41	71	195	83	95	89	1,430
1979年	1,821	143	169	122	182	179	268	90	95	214	127	145	87	1,821
1980年	2,192	163	108	161	160	235	159	339	268	186	146	120	147	2,192
1981年	1,833	135	102	138	179	200	194	147	145	171	189	119	114	1,833
1982年	1,836	119	81	124	156	132	101	274	344	215	62	142	86	1,836
1983年	1,903	123	92	175	186	110	201	257	155	274	131	78	121	1,903
1984年	1,440	148	127	104	96	109	270	183	57	98	70	45	133	1,440
1985年	2,061	107	157	180	169	151	445	233	58	240	72	125	124	2,061
1986年	1,764	105	109	183	139	204	249	360	31	95	96	60	133	1,764
1987年	1,442	158	109	142	51	138	97	288	97	102	146	57	57	1,442
1988年	1,976	104	98	166	105	188	401	270	188	176	89	94	97	1,976
1989年	2,092	161	197	124	131	191	215	187	212	408	58	94	114	2,092
1990年	2,066	154	135	153	107	123	152	176	86	450	168	234	128	2,066
1991年	2,078	208	197	183	130	111	275	264	136	134	197	123	120	2,078
1992年	1,586	95	122	169	149	135	164	144	189	102	125	61	131	1,586
1993年	1,963	109	148	81	97	102	324	272	262	234	91	114	129	1,963
1994年	1,208	78	140	57	95	139	119	24	65	305	37	53	96	1,208
1995年	1,787	153	79	132	127	371	118	358	79	83	79	103	105	1,787
1996年	1,563	111	102	155	44	115	207	110	234	137	128	98	122	1,563
1997年	1,777	98	103	79	111	203	144	420	112	178	40	186	103	1,777
1998年	1,911	184	85	122	183	246	231	117	110	288	250	32	63	1,911
1999年	1,778	126	123	127	104	159	331	93	187	238	127	96	67	1,778
2000年	1,566	107	118	147	115	162	175	59	40	277	151	132	83	1,566
2001年	1,625	173	92	125	36	132	227	96	239	152	159	75	119	1,625
2002年	1,436	184	73	110	131	105	84	217	58	80	136	140	118	1,436
2003年	2,018	133	69	120	202	120	222	293	333	138	75	196	117	2,018

《架空データを批判する》

=島ヶ原上流域 319m/m 引き伸し雨量の怪=

月ヶ瀬憲章の会 浅野隆彦 '04・10・6

淀川水系流域委員会第6回ダムWG (H16.10.4) へ、資料1-1 〈既往最大規模の洪水〉の考え方についてと題する説明資料が提出された。

その言い分は、『狭窄部上流の浸水被害の軽減について、「既往最大規模の洪水」を対象とすると言ってきたが、その「既往最大流量」での考え方だけでなく、「既往最大雨量」で検討する方法も取り入れたい。2日雨量として最大のものがあったものなら、他の降雨パターンに於ても、将来その最大降雨量として再現が考えられるので、必要という考え方である。』とするものである。

1.) 今になって、詭弁を使うなけれ!

これ迄一貫して、(既往最大規模洪水=昭和28年13号台風)として説明してきたのが、国土交通省近畿地方整備局であり、木津川上流河川事務所である。これ迄の説明会及び説明資料は、全て一貫して(5313洪水)を既往最大規模洪水として説明されている。

誰もそれを強制したりしていない。河川管理者のプロとしての見識から、そのように判断し、決定し、検討して来ていたのではないか。もともと、私達住民に対し、「既往最大雨量」での検討もありますよ、との一言もなかった訳だから、今になって混乱させるというのは、3新聞以上の謝罪広告が必要である。『つい、わかりやすい既往最大流量で説明してきましたが、マチガッテいましたので・・・。』とは言えないだろうな。これまで相当わかり難い説明であったから、これからは一層、わかり難い説明になりそうだもんね。

—参考— 「川上ダムの計画について」平成15年7月6日

国土交通省 木津川上流河川事務所

: 木津川上流域 狹窄部(岩倉峠) 上流の浸水対策について

P10、P12、P23、P24、P25

「第4回住民対話集会」(説明資料) 平成16年7月18日

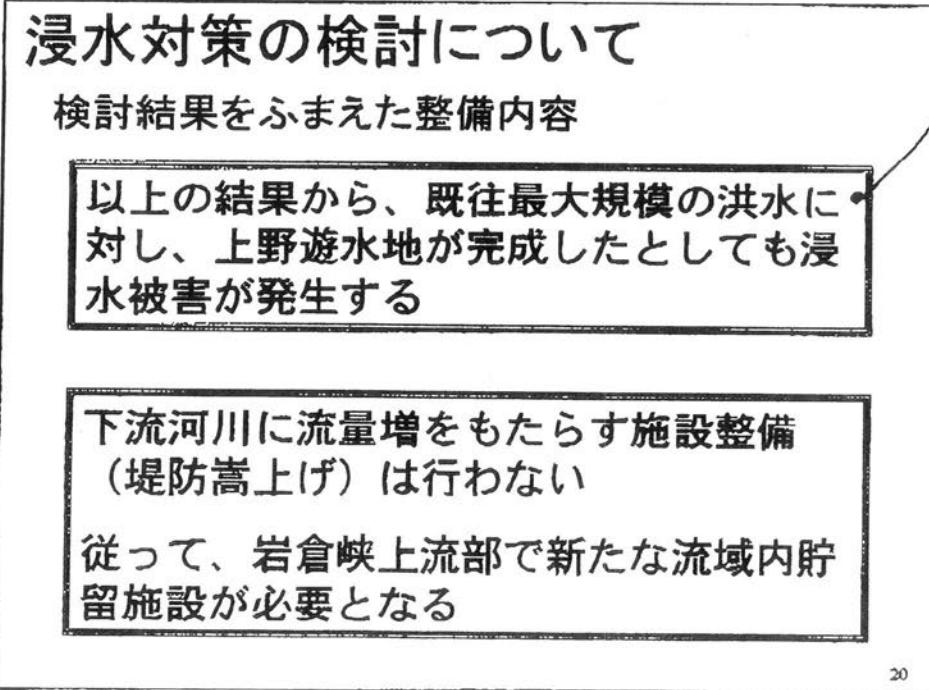
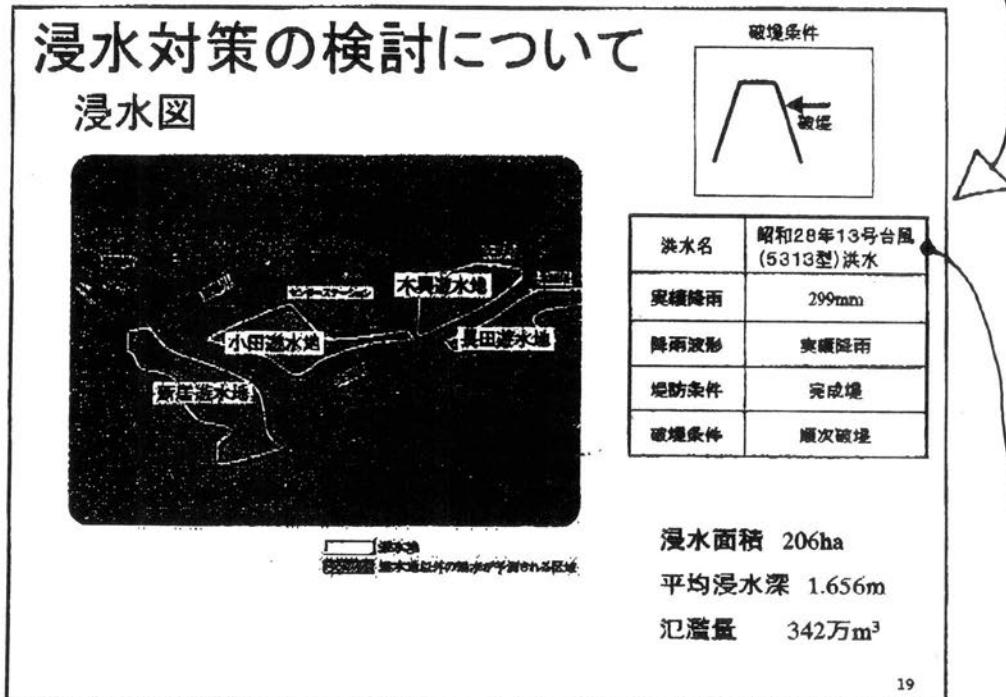
木津川上流河川事務所

P5、その他数ページ

∴上記のうち一部のものを参考に掲示する。

◎参考図 1.

「川上ダムの計画について」
H15.7.6



○ 参考図 2.

「川上ダムの計画について」
H15.7.6

詳細検討の結果: 各案の施設概要

▷ 既往最大規模洪水(昭和28年13号台風)

	上野遊水地 掘削拡大案	依那古 遊水地案	柘植川 遊水地案	溜池掘削 嵩上げ案	上野遊水地 掘削拡大案+ ピロティ案	ピロティ案 十一部(大 規模工場) 輪中堤案
施設の 概要	(上野遊水地 掘削) 新規容量 約250万m ³ (新規遊水地) 面積82ha 新規容量 約180万m ³ 築堤 5.4km 越流堤 2箇所 ポンプ場 2箇所	(新規遊水地) 面積350ha 新規容量 約800万m ³ 築堤 35.9km 越流堤 2箇所 ポンプ場 2箇所	(新規遊水地) 面積235ha 新規容量 約660万m ³ 築堤 6.8km 越流堤 1箇所 ポンプ場 1箇所	嵩上げ 対象数 550箇所 溜池の掘削 嵩上げ高 3.7m 放流施設 改造 取水設備 改変	(上野遊水地 掘削) 新規容量 約250万m ³ (新規遊水地) 面積82ha 新規容量 約180万m ³ 築堤 5.4km 越流堤 2箇所 ポンプ場 2箇所 ピロティ化する 家屋数 91戸	(大規模 工場) 輪中堤 1.9km ポンプ場 2箇所 ピロティ化 する家屋数 443戸 45

詳細検討の結果: 各案の比較

▷ (既往最大規模洪水: 昭和28年13号台風)

	上野遊水地 掘削拡大案	依那古 遊水地案	柘植川 遊水地案	溜池掘削 嵩上げ案	上野遊水地 掘削拡大案+ ピロティ案	ピロティ案+ 一部(大規 模工場)輪 中堤案
補償上の 問題	家屋移転 91戸	家屋移転 730戸	家屋移転 550戸		ピロティ化 する家屋数 91戸	家屋移転及 びピロティ 化する家屋 数 443戸
	既存遊水地 掘削の同意 250ha				既存遊水地 掘削の同意 250ha	
	地役権補償 74ha	地役権補償 293ha	地役権補償 171ha	用地取得 130ha	地役権補償 78ha	地役権補償 159ha
	地権者数 1,900人	地権者数 2,700人	地権者数 1,900人	地権者数 5,000人	地権者数 1,900人	地権者数 1,400人
事業コスト	780億円	1,700億円	1,090億円	2,060億円	790億円	780億円
自然環境 への影響	少ない	少ない	少ない	少ない	少ない	少ない

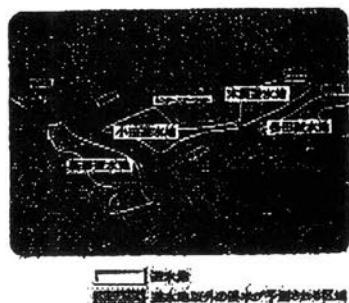
◎ 参考図 3.

「川上ダムの計画について」
H15・7・6

川上ダム案の浸水軽減効果
(昭和28年13号台風洪水)

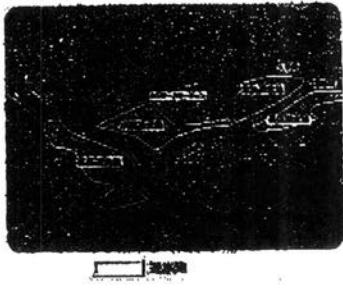
・破堤条件 破堤あり(波浪等の水位上昇を加味した水位で破堤)

ダムなし



- 湛水面積 206ha
- 氾濫量 342万m³
- 平均湛水 1.656m

ダムあり



- ・浸水被害なし

49

川上ダム案の岩倉峡下流部での水位低下効果

対象とする

既往最大規模の洪水

水位低下効果

加茂地点	八幡地点
------	------

昭和28年13号台風洪水

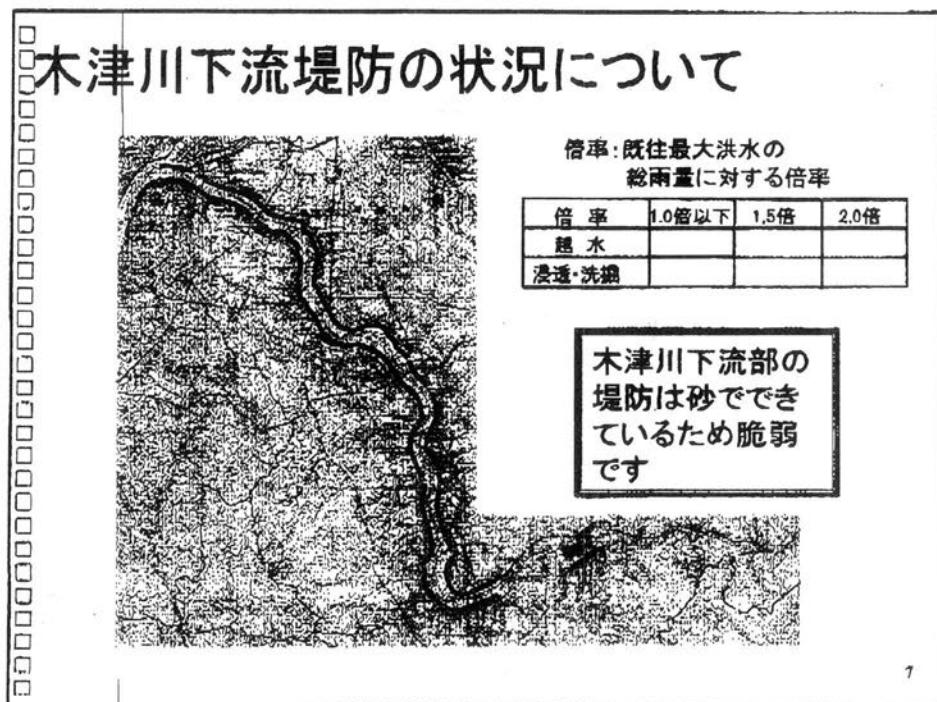
24cm

15cm

(注)破堤なし・越水を前提とする。

50

◎ 参考図 4.



→ 第4回住民対話集会 説明資料
H16.7.18



● 参考図 5.

第4回住民対話集会 説明資料

H16・7・18

木津川上流域の浸水被害解消に 向けた対策

検討結果をふまえた整備内容

既往最大(5313型)の洪水に対し、上野遊水地が完成したとしても浸水被害が発生する



下流河川に流量増をもたらす施設整備(堤防嵩上げ)は当面実施しない

従って、岩倉峡上流部で流域内貯留施設が必要となる

9

岩倉峡上流部の 流域内貯留施設検討フロー

(前提条件)

- ・岩倉峡は開削しない
- ・上野遊水地完成

(浸水被害解消を図る対象区域)

岩倉峡上流上野地区

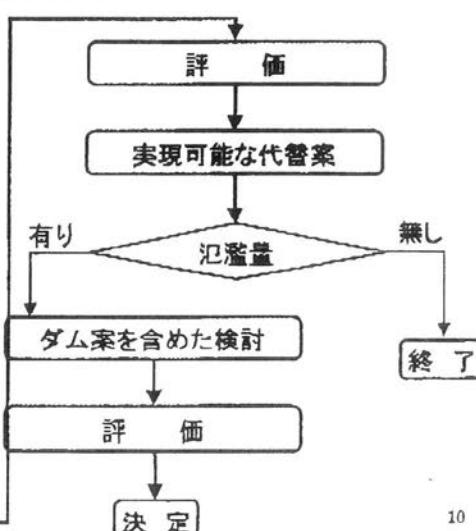
(目標)

- 既往最大洪水規模による
浸水被害の軽減

氾濫量の検討

- 既往最大洪水規模の降雨
- 対象洪水の選定

ダム以外での考えうる代替案



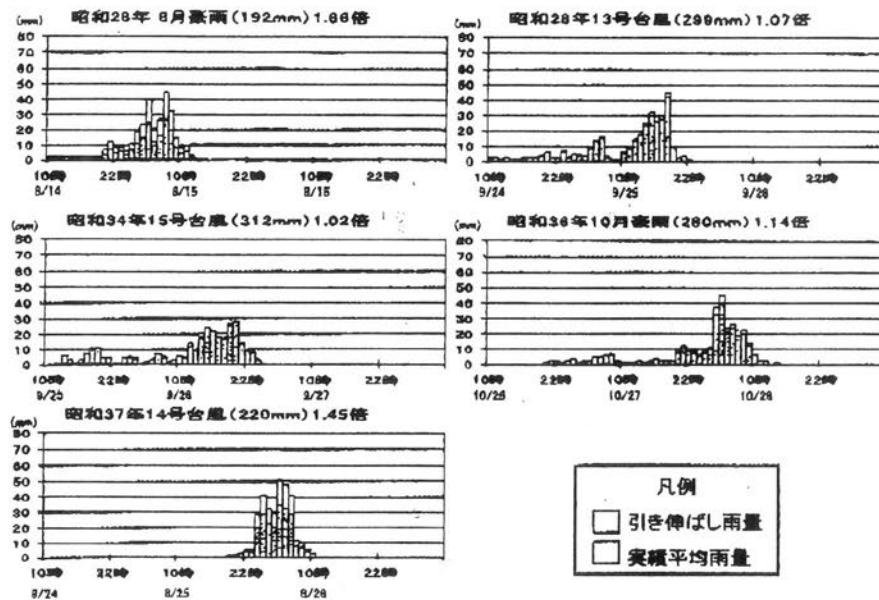
10

◎参考図 6.

説明資料 H16.10.4

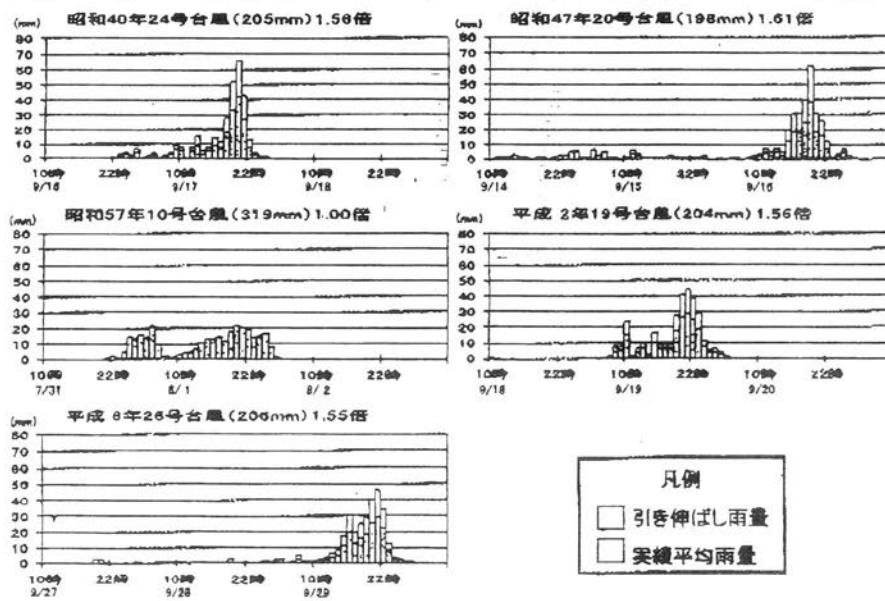
<「既往最大規模の洪水」の考え方について>

島ヶ原上流域 319mm 引き伸ばし雨量



13

島ヶ原上流域 319mm 引き伸ばし雨量



14

2.) 機械的に、時間雨量の定率引き伸しは何の意味？

上記資料 1-1（「既往最大規模の洪水」の考え方について）の P7 に於て、次頁の参考図 6 のように 10 洪水の「島ヶ原上流域 319m/m 引き伸ばし雨量」を示している。

ご覧になればすぐにおわかりになるかと思うが、当然ながら 10 パターン 10 通りに違う。これが自然現象であり、その降雨パターンには各々の理由があり、人間が恣意的に決められるものではない。

伊賀地方を気象学的に一括りして言うならば、「内陸盆地性気象特性をもつ地域」である。太平洋側には、標高 700m を越える山地のバリヤーが 3 重にあり、伊勢湾側には標高 800 m 級の布引山脈が囲い、大阪湾側には生駒山脈、大和高原が備えており、北部は日本海から遠く、信楽・甲賀山地、高旗山系などの標高 5~600m 級の高原が集中している。

このような特性は、これらの代表的な 10 洪水の実績平均雨量を見てわかるように、時間雨量で 50m/m を越えることは全くないし、3 時間最大連続雨量の平均値を計算すると、82.2m/m · 3 h で、それを時間当たりにすると 27.4m/m という穏やかな数値になる。

通常も、平均して雨量が少ないのでこの地方の気象特性であり、翻ってはその様な位置と地形特性をもっていると言う事である。ここで、大台ヶ原や尾鷲のような豪雨を想像するのは、全くお門違いと言うものだ。

これから具体的例への指摘に入るが、その前に、この図の前提条件が「島ヶ原上流の平均 2 日間降雨量の引き伸し」であることに注目して頂きたい。流域面積 514.9 km²、最大流路長さ約 39km もの広大な地域をひっくるめての平均値である事を頭の中に入れて置いて頂きたい。

昭和 57 年 10 号台風（319m/m）が、実は「既往最大雨量」なのである。素直な方は『じゃあ、その流出量を貯留関数法で計算し、洪水追跡計算をニュートン・ラフソン法をインプットしたコンピューターで、チャカチャカやるんだな？！』とか思ってしまうかも知れない。それであれば、何の問題もないところであるが、1.) で指摘した様に今になって説明を変更し、「引き伸し」というマヤカシを持ち出して来たのには明らかに、『今になって当初の目論見が崩れたので、少々の不合理性は無視して、流量から雨量へ乗り換え、引き伸しを実しやかに押し付けてしまおう』との意図が、ミエミエであると思うのは筆者だけであろうか。

昭和 57 年の 10 号台風は、前夜半を通じ相当量の前期降雨を為し、小康状態を 5 時間続け、段々と雨量を増し、12 時間に渡って 10m/m · h ~ 20m/m · h の強雨をもたらした。このようなタイプは二山洪水型と言われるパターンである。だから 2 日間雨量として流域平均 319m/m · 2D の量に達したのである。このパターンとしては、広域である点から判断して氾濫とはならない。何故かと言えば、この降雨波形は時間雨量が低い為、河道が正常な

状態であれば、河道貯留効果も働き、洪水位は大して上らないタイプなのである。S57・8・2・2 岩倉観測所地点最大水位 7.44m 流量 $2,013.49 \text{ m}^3/\text{s}$ が観測されている。

しかし、昭和 40 年 24 号台風（205m/m）に引き伸しを 1.56 倍かけている。これが何の意味を持っているかと言うと、気象学的に、即ち科学的に全く根拠がないが、狭窄部手前に氾濫を仮想的に引き起すという意味だけはあるのである。10 時頃から 8 時間ほど時間平均 $10\text{m}/\text{m} \cdot \text{h}$ の降雨が続き、合流部は 3m 位の水位になっているところへ、18 時から急激に増水し始め、4 時間連続降雨が $189\text{m}/\text{m} \cdot 4\text{h}$ となると、きっと岩倉水位観測所で 10.50 m（計画高水位）を越え、堤防の破堤もあるのかなあと思われるが、上野遊水地と「正直な」岩倉峡疎通量との共役でもって氾濫は起り得ないのである。

この岩倉峡疎通量を、現時点まで $2,940 \text{ m}^3/\text{s}$ として来、世間を欺いて来た木津川上流河川事務所の全ての氾濫シミュレーションは、誤り以外の何ものでもなく信用できない。この事は、流域委員会への意見書No.492 『川上ダム治水無用論』で詳しいので、ご覧のほどを。

だが、このような広域全体に、平均値として 4 時間連続 $189\text{m}/\text{m} \cdot 4\text{h}$ の降雨が起り得るという「トンデモナイ」所見は、どこのお偉い学者先生が出されているのかは、お聞きしたい所である。これ迄歴史的にも、1,300 年以前へ逆のぼっても、そのような記録は聞いた事がない。この伊賀地方の気象、特性からして、考えられもしない降雨量である。単に、機械的に定率割増しをするような非科学的手法に、何の実証的根拠もないという事を感じてもいいのか、それとも確信的詐欺なのか、本当に、「病、膏肓に入る」とはこの事かも知れない。無理を重ねないで、自然の理に従う方が、河川管理者にふさわしいと期待するものである。

淀川水系流域委員会

ダムWG殿

2004.10.5

佐川克弘

ダムの審議にお金の心配は無用

第6回ダムWGに於いてリーダーを務められる今本博健氏から「仮に流域委員会が治水に関してダムを止めてダム以外の方法を選択したら（河川管理者である）滋賀県が河川整備をしなければならなくなるが、果たして滋賀県にそのお金があるのだろうか。そのことを考えると我々は軽々に意見書を纏めることができない。」との発言があり、それを受けた委員各位は流域委員会の委員としての責任の重さを痛感する発言が続きました。私は今本リーダーをはじめ委員各位の真剣なお気持ちに率直に敬意を表するものであります。

しかし私は流域委員会はお金の心配をする義務は全くないので、その懸念は基本的に無用であると考えます。その理由を以下に述べます。

(1) 滋賀県にはお金があります。

委員各位の懸念の前提は国にはお金があるが、滋賀県にはお金がないということにあります。確かに「3割自治」と言われて久しく、昨今これを改善するため所謂「三位一体改革」が喧伝されています。地方自治体の財政危機が叫ばれていることも事実です。

しかし財政再建団体に転落することが懸念されている大阪府の例を見ても安威川ダムは（利水を棚上げにしているものの）工事は立派に継続されているのです。限られた公共事業費の中でも府民の命を守る治水事業であると位置づけているのでしょうか。（滋賀県の公共事業費がゼロであるハズはないのです。）

公共事業の優先順位を決定し、貴重なお金をどう使って行くかの判断は滋賀県知事に任せればよいのであって、それは流域委員会の守備範囲でないことも明らかです。

(2) 果たして国にはお金があるのでしょうか。

『過去の借入金の累積である国と地方の長期債務残高は、2004年度ついに719兆円に達し、GDP比で1.4倍を上回る見込みである。先進諸国の中では、対GDP比で見た債務残高もその伸び率も群を抜いて高い。2004年6月25日に財務省が発表した2003年度の数値では、内国債が約556兆円、借入金が約61兆円、政府短期証券が約86兆円あり、これらを合計した国の借金残高は約703兆円に達した。』（金子勝「粉飾国家」講談社現代新書）

日本の実態は上の通りです。ですからある日突然「全国民の資産は全て無効とする。そしてこれを国の借金の返済に充当することにする。」との政府特別声明が發せられ、敗戦直後の「預金封鎖」をはるかに上回る強硬処置により銀行預金はもちろん生命保険も無効ですから万一の際でも保険金は降りない、火事に見舞われても火災保険金も降りない、株券もただの紙切れと化し不動産も全て取り上げられる事態が絶対起こらないと誰も保証できない「ガケップチ」に立たされているのです。

それでは何故このような事態になってしまったのでしょうか？歳入を上回る歳出を続けてきたことが原因であることは明らかです。そしてその多くが治水・利水を

含む公共事業であったことも明らかで、今後もこのまま継続できるか疑問です。

このように国にはお金があるように見えても実はお金はないと言えるのです。従って今後せっかく決めた「河川整備計画」が予算が確保できないので計画通り実施出来ないことだってあり得ないことではないのです。そのときどのように対応するかは行政の責任であって流域委員会の守備範囲でないことも明らかです。

要するに流域委員会の任務は、お金の心配は“心の片隅”におきながら、守備範囲に忠実に審議を進めればよいのではないのでしょうか。

(3) 利水審議の重要性

今般のダムWGに於いて傍聴者から重要な指摘がありました。それは近藤ゆり子氏の意見です。会議の冒頭「毎日新聞の報道はフライイングである。」とのリーダーからの発言がありましたが、それにも拘わらず近藤氏の意見は重要であることは変わりません。

それは利水目的が失われれば丹生ダム、川上ダム建設の法的根拠が失われると指摘されているからです。そして（私が度々意見を寄せさせていただいた通り）丹生ダム・川上ダムに限らず建設中の全てのダムは、貴委員会の「意見書」に照らして利水目的は成立する余地が皆無だからです。（例えば10月1日付「建設中のダム」と利水」を参照して下さい。）

それだけではありません。「琵琶湖の水位低下抑制」と「異常渴水時の緊急水の補給」に関連して河川管理者は“これが流域委員会で認知されたら、必要な事業費は治水費として支出することになるだろう。”との説明がありました。そもそもダムに水を溜めることが「治水」となるのでしょうか。「特定多目的ダム法」第2条には

「『多目的ダム』とは、建設大臣が河川法第9条第1項の規定により自ら新築するダムで、これによる流水の貯留を利用して流水が発電、水道又は工業用水道に供されるものをいい・・・」

と規定されています。

緊急水が「発電、水道又は工業用水道に供される」とは認められません。従って丹生ダムは、このことからも法律違反の疑いがあると考えます。私は法律の素人ですから、寺田委員・山村委員が責任を以てこの問題に対する見解を明らかにされることを期待致します。

以上

淀川水系流域委員会殿

2004.10.5

佐川克弘

「利水安全度の低下」は一度も無かった！

過去20年間河川管理者が言う「利水安全度の低下」は一度も無かったと考えます。その根拠は何か。本論に入る前に河川管理者の提供したデーターを見ておきましょう。

①H16.7.25第3回ダムWG資料1-3（→資料1）

対象期間：近年20年間（S54～H10）

実力不足の年：S59、62、H6、H7の4年

計算条件：ブラックボックスで明記されていない

②H14.2.1第7回委員会資料2-1「淀川水系 利水の現状と課題」（→資料2）

対象期間：近年30年間（S44～H10）

実力不足の年：12年（具体的な年は不明）

計算条件：添付資料2の通り

ここで添付資料1に加筆した近年30年間を見ていいただきたい。②で12回あったハズの「実力不足の年」は①では5回に減ったことになります。流域委員会は何故発表の都度（為替相場のように）「実力不足の年」が変動するのか河川管理者に説明を求めなければならないと考えます。

また②の計算条件についても次の疑問があります。

イ) 「農業用水は、都市用水と同等の扱い」とされていますが、最大取水量が水利権量の約55%と報道されている事実（第5回ダムWG参考資料1 494参照）を反映しているのかどうか。

ロ) その月別水需給パターンはどのようなパターンを使ったのか、又そのバックデーターはあるのか。

ハ) 都市用水の月別利用パターンで8月が100%となっているが、少なくとも過去10年間（H5～14）添付資料3の通り最大取水量が水利権量（=計画確保水量）に達した年はただの1回もなかった事実に照らして、このパターンが実態以上の過大なものであることは明らかと思われる。（もし過去を逆上すれば実態を反映すると河川管理者が言いたいとすればバックデーターを提示すべきだ。）

8月の計算条件に疑義があるのは“氷山の一角”でパターン全体についても再説明を求める必要があるのではないか。

本論に入ります。上に見てきた通り「利水安全度の低下」は“まぼろし”である疑いが濃厚です。しかし私は次の理由によりH6年を含む過去30年間一度も「実力不足の年」は無かったと断言できると考えます。

最初に淀川（下流）の水利権量の約40%を占める琵琶湖開発の「取り決め」は利用低水位をマイナス1.5M（補償低水位をマイナス2.0M）で、水利使用者から見ると「銀行」に例えることが出来ると考えます。

次に淀川を流れる水は全て「人為的」だということも確認しておきたいと考えます。（瀬田川洗堰やダムの操作によって流量は制御されています。）水利利用者は「銀行」が発券する当日のみ有効で二度と「銀行」には預金できない“日替わり券”を引き出して使用します。（この場合収入は全て銀行振り込みとなっているとしたいと考えます。）

この銀行は変な銀行で、金庫は梅雨どきになると1.3億円、台風シーズンになると1.2億円しか収納できることになっています。（想像できると思いますが“操作規則

”により琵琶湖の水位は人為的に制御されています。）万一収納しきれない“預金”があれば銀行は自動的に余った分は廃棄してしまいます。

逆に“お客さん”的実需が少なくて金庫がまだ空いているときは、それを見越して“日替わり券”的発行は縮小されます。また収入が少なく実需が多いときは預金者は預金を取り崩して“家計”を賄おうとしますので、銀行は金庫にお金がある限り発券量を増やします。（最悪の場合限度額0.5億円の特別融資枠が別途確保されていますが、これはかなり高利なので手をつけるべきでないことは言うまでもありません。）

妙な例えを持ち出しましたが、河川管理者はアンダーラインを付した瞬間を捕らえて、これを「利水安全度の低下」と喧伝しているのではないでしょうか。要するに私が言いたいことは琵琶湖の水位が1.5Mを割り込まない限り（しかも水利利用者が実質的に困るような取水制限によって断水や工場の操業停止に追い込まれない限り）「利水安全度」は確保されていたと判断できると考えます。そこで過去30年間の琵琶湖水位の最高・最低実績表（→資料4）を見ていただきたい。期間が1971(S46)～2000(H12)となっているが第3回ダムWG資料1-3を近年20年を30年に引き伸ばして見ても1年も「銀行」の金庫が1.5億円を割り込んだことはなかったのです。しかもその内H6年は1/10を超える異常渇水だったことも忘れてはいけません。

琵琶湖開発の「取り決めルール」に則って「利水安全度の低下」は一度も無かった=これが結論であります。

以上

(追伸) H16.8.24第32回委員会資料1「前々回委員会以降(2004.6.22)以降の状況報告」を読み直してみたら

第3回ダムWG会議 議事メモ(p25)によれば、河川管理者は
「利水に関しては、(琵琶湖水位を)-150cmまで計算しても(安全度)1/10を守っていない。そのため75%ぐらいの実力しかないと説明している。-150cmさえも守れないということで、大変深刻な状況である。」

と説明しています。

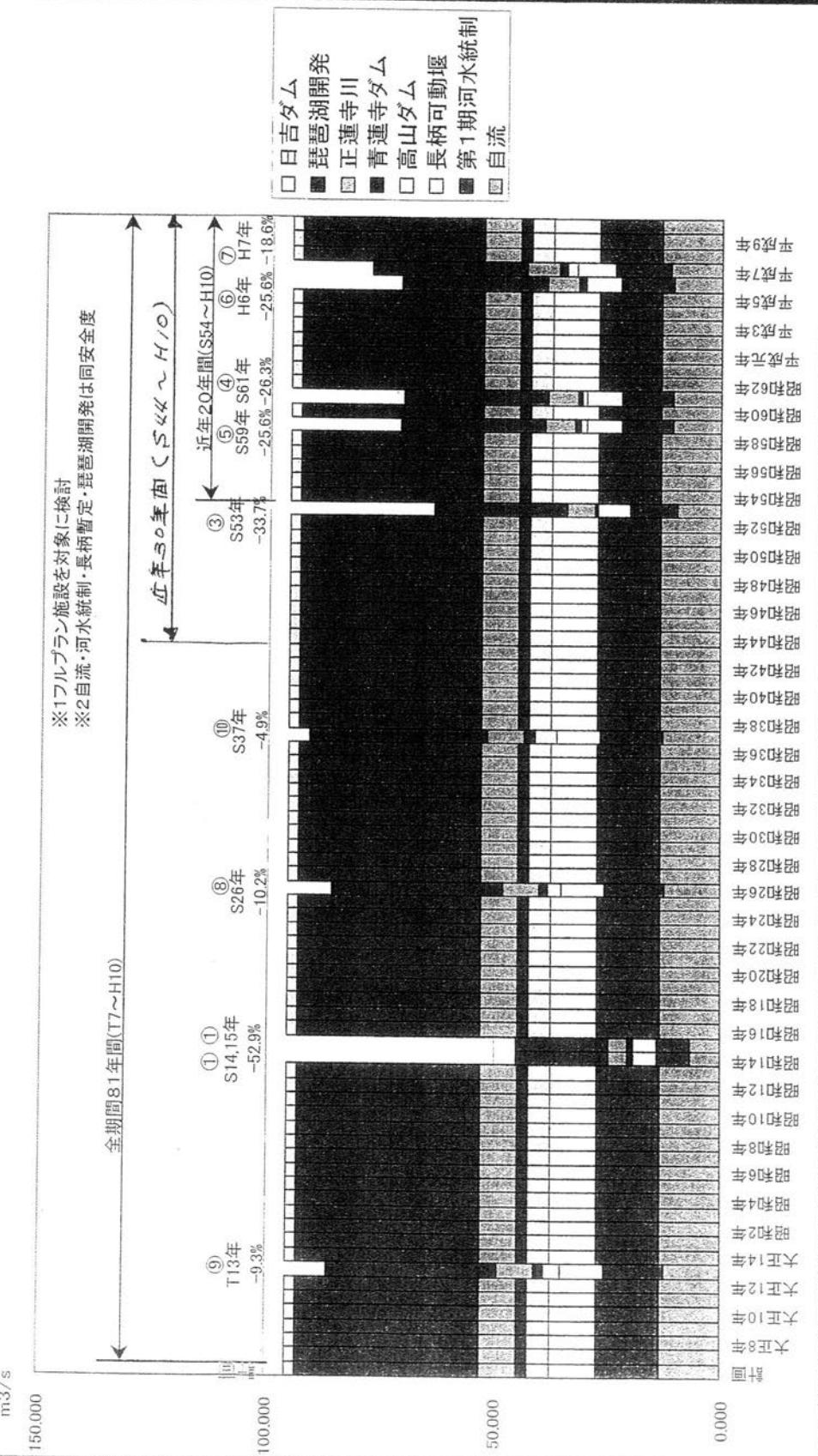
この説明は私が検証した事実に明白に反しています。

流域委員会はこの河川管理者の発言をそのまま見逃して「委員会の任務」を放棄されるのでしょうか？或いは「再説明」を求めるのでしょうか？

見守っているのは私一人ではないことを申し上げておきたいと考えます。

【資料1】

淀川下流部の確保可能量(フルプラン完成施設)



**最近、全量補給出来ない頻度が増加している
最近20年2位は昭和59年で75%程度の実力**

【資料2】

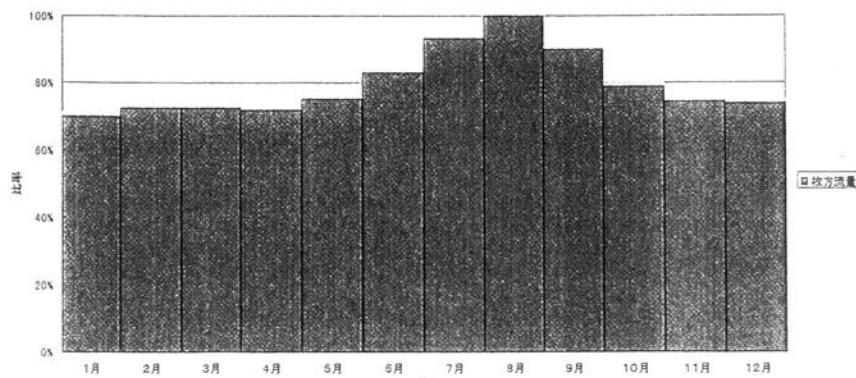
1. 計算条件

- 琵琶湖総合開発後の琵琶湖運用を前提
- ダム等の施設は、現時点で完成しているもの
- 当時の気象条件で、安定的に確保(供給)できる水量を算定
- 計算は、昭和44年～平成10年の30年間
- 淀川下流の都市用水(上水+工水)の確保量を算定
- 維持流量は、先取り(確実に確保)
- 農業用水は、都市用水と同等の扱い

1. 計算条件

年間の水需給パターン(枚方)

淀川本川の月別水利用パターン



2. 現行施設での確保水量(計画値)

淀川下流域の都市用水(上水+エ水)の確保水量は、

$$95.548 \text{ m}^3/\text{s}$$

3. 安定的に確保できる量(都市用水)

最小は、昭和53~54年で、 $64.412 \text{ m}^3/\text{s}$

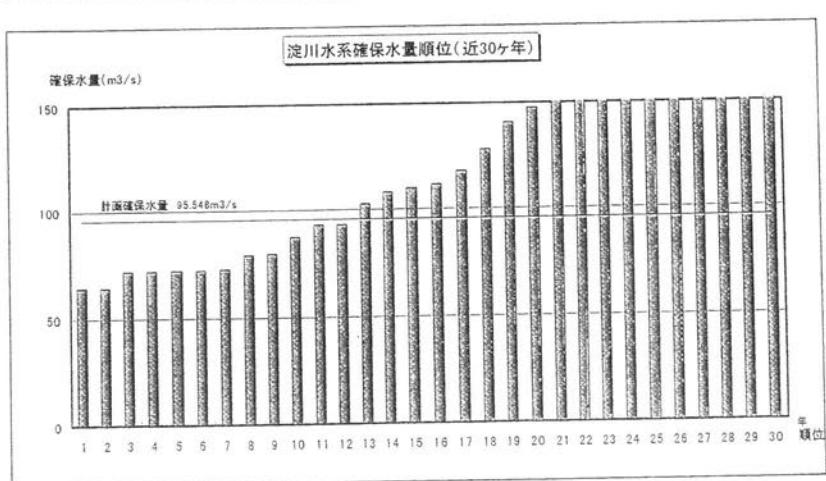
次は、昭和61~62年で、 $71.679 \text{ m}^3/\text{s}$

昭和59~60年で、 $72.278 \text{ m}^3/\text{s}$

平成 6~ 7年で、 $72.657 \text{ m}^3/\text{s}$

30年間の内、12年間は計画確保水量が確保できない状況

4. 近年30年間の確保可能量



【資料3】 水利使用者別・取水実績一覧表

※単位：M³／日

※期間：H 5～14

水利使用者名	①水利権量	②最大取水量	③平均取水量	水利の 名称
阪神水道	1,193,875	999,130	754,587	水道
大阪市	2,676,326	1,972,598	1,521,309	
大阪府	2,227,824	2,154,730	1,659,298	
枚方市	130,032	130,032	118,363	
守口市	62,381	62,381	53,727	
尼崎市	86,054	77,501	27,152	
伊丹市	50,198	48,989	32,560	
寝屋川市	13,824	13,824	12,550	
西宮市	11,750	11,664	9,755	
吹田市	30,240	29,981	27,330	
大阪市	306,288	168,653	115,588	工水
大阪府	840,499	590,890	436,947	
伊丹市	42,077	39,744	22,118	
尼崎市	259,805	164,506	92,451	
西宮市	50,026	40,954	21,673	
神戸市	114,307	92,275	40,827	
大阪臨海	159,840	97,459	48,616	
水資源開発公団	25,488	5,184	3,262	
私企業 7件	584,755	517,536	413,135	
合 計	8,865,589	7,218,031	5,411,248	

【資料4】

琵琶湖水位の最高及び最低水位(公表値【6時】)※同じ水位が複数ある場合は最初の発生日時とする。

年(西暦)	最高水位(m)		最低水位(m)		観測地点
1971	0.44	2月24日	-0.15	12月24日	鳥居川
1972	0.92	7月16日	-0.29	12月1日	午前6時の水位
1973	0.33	4月23日	-0.54	9月2日	
1974	0.42	4月12日	-0.38	1月8日	
1975	0.46	8月24日	-0.26	1月19日	
1976	0.66	9月15日	-0.36	1月22日	
1977	0.28	4月1日	-0.58	11月2日	
1978	0.18	7月10日	-0.73	11月29日	
1979	0.34	5月10日	-0.64	1月16日	
1980	0.28	4月15日	-0.4	2月16日	
1981	0.31	4月6日	-0.49	2月11日	
1982	0.58	8月3日	-0.37	11月25日	
1983	0.39	4月20日	-0.37	1月10日	
1984	0.3	7月18日	-0.92	12月9日	
1985	0.62	7月4日	-0.95	1月26日	
1986	0.42	7月23日	-0.88	12月11日	
1987	0.34	7月20日	-0.74	1月6日	
1988	0.38	7月17日	-0.67	1月8日	
1989	0.52	9月7日	-0.66	12月31日	
1990	0.29	9月22日	-0.68	1月1日	
1991	0.34	4月8日	-0.40	9月28日	
1992	0.35	5月10日	-0.55	9月29日	
1993	0.48	7月6日	-0.42	11月10日	琵琶湖平均
1994	0.28	4月19日	-1.23	9月15日	(片山・彦根・大溝・堅田
1995	0.93	5月16日	-0.94	12月23日	・三保ヶ崎の5地点平均)
1996	0.27	5月10日	-0.90	1月1日	午前6時の水位
1997	0.36	4月7日	-0.69	11月14日	
1998	0.33	5月13日	-0.41	9月15日	
1999	0.35	1月5日	-0.62	12月29日	
2000	0.29	4月22日	-0.97	9月10日	